

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年5月30日

【事業年度】 第32期(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

【会社名】 株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター

【英訳名】 MERCURY REALTECH INNOVATOR Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 陣 隆浩

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

【電話番号】 03 - 5339 - 0950 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート本部長 河村 隆博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

【電話番号】 03 - 5339 - 0950 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート本部長 河村 隆博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第28期 | 第29期 | 第30期 | 第31期 | 第32期 |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 2019年2月 | 2020年2月 | 2021年2月 | 2022年2月 | 2023年2月 |
| 売上高 (千円) | 1,259,075 | 1,341,212 | 1,254,860 | 1,372,800 | 1,414,567 |
| 経常利益 (千円) | 28,270 | 44,575 | 62,506 | 194,022 | 141,270 |
| 当期純利益 (千円) | 9,261 | 48,592 | 43,727 | 131,068 | 92,368 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 45,400 | 45,400 | 45,400 | 241,107 | 243,132 |
| 発行済株式総数 (株) | 24,000 | 24,000 | 24,000 | 2,735,000 | 2,744,000 |
| 純資産額 (千円) | 88,749 | 137,341 | 182,718 | 705,242 | 709,319 |
| 総資産額 (千円) | 563,128 | 592,301 | 607,530 | 1,039,995 | 968,498 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 3,713.37 | 57.47 | 75.76 | 258.18 | 268.23 |
| 1株当たり配当額 (円) | - | - | - | - | - |
| (うち1株当たり中間配当額) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 387.50 | 20.33 | 18.30 | 54.74 | 34.26 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | - | - | - | 52.31 | 33.05 |
| 自己資本比率 (%) | 15.76 | 23.19 | 29.80 | 67.65 | 73.24 |
| 自己資本利益率 (%) | 11.01 | 42.98 | 27.47 | 29.63 | 13.08 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | 18.60 | 23.06 |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 79,528 | 97,976 | 221,788 | 107,638 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 108,100 | 59,934 | 63,351 | 122,815 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | 76,298 | 39,178 | 248,194 | 136,479 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | - | 225,881 | 224,745 | 631,377 | 479,721 |
| 従業員数 (人) | 53 | 51 | 53 | 50 | 55 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (15) | (14) | (16) | (17) | (16) |
| 株主総利回り (%) | - | - | - | - | 77.6 |
| (比較指標：東証マザーズ指数) | (-) | (-) | (-) | (-) | (103.2) |
| 最高株価 (円) | - | - | - | 1,367 | 2,035 |
| 最低株価 (円) | - | - | - | 1,018 | 670 |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 第28期、第29期及び第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第31期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2022年2月25日付で東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から2022年2月期会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

6. 第28期、第29期及び第30期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 当社は第29期からキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第28期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイトを含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
9. 主要な経営指標等の推移のうち、第28期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
10. 第29期、第30期、第31期及び第32期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
11. 2022年2月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第28期、第29期、第30期及び第31期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。なお、第32期の株主総利回り及び比較指標は、2022年2月末を基準日として算定しております。
12. 当社は、2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
13. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場における株価を、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロス市場における株価を記載しております。なお、2022年2月25日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、2022年2月24日以前の株価については記載しておりません。
14. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社の前身である株式会社オフィス・キャスターは1991年5月に設立され、1999年5月に株式会社デジタルウェアの破産管財人から新築マンション業界向けに不動産データ提供サービスを行っていたコアネット事業を取得したことを機に、不動産マーケティングシステム事業に参入いたしました。

株式会社デジタルウェアの元社員（現当社代表取締役社長 陣隆浩を含む）を中心に設立された株式会社エクスでも同様の事業を開始したことから、株式会社オフィス・キャスターと株式会社エクスの両社により顧客を分け合う状態が続いておりましたが、2003年3月に両社が合併し株式会社マーキュリーへと商号変更いたしました。

その後、当社は2003年4月の「サマリネット」リリース以降、関連サービスを積極的にリリースし、三大都市圏の新築マンション業界を中心に取り扱いを増やして参りました。

2018年1月には伸長が見込まれる中古マンション流通業界（不動産仲介業者）向けの「データダウンロードサービス」を開始し、新築分譲マンション販売時に配布されたパンフレットの画像や新築時の販売価格情報などサービスの拡張を続けて参りました。

| 年月 | 概要 |
|----------|--|
| 1991年5月 | 東京都港区に株式会社オフィス・キャスター（資本金1,000万円）を設立 |
| 1999年5月 | 株式会社デジタルウェアの破産管財人からコアネット事業を取得 |
| 1999年8月 | 新築分譲マンションマーケティングシステム「MAPS」リリース |
| 2003年3月 | 株式会社エクスと合併し、株式会社マーキュリーへと商号変更 |
| 2003年4月 | 新築分譲マンションマーケティングシステム「サマリネット（Summary Net）」リリース |
| 2005年9月 | 関西支社を大阪府大阪市に開設し営業開始 |
| 2006年2月 | 東京都新宿区に本社移転 |
| 2007年10月 | 東海支社を愛知県名古屋市に開設し営業開始 |
| 2009年5月 | ASP型（注）マーケティングシステム「リアナビ（Real Net Navi）」リリース |
| 2012年10月 | デジタルマーケティング事業を開始 |
| 2014年12月 | 不動産データベースを活用したダイレクトメール「タウンマンションプラス」リリース |
| 2015年7月 | 不動産業界向け情報サービス「Realnet」を発表 |
| 2016年3月 | 新築マンション相場を閲覧できるスマートフォンアプリ「Realnet新築マンションサーチ」リリース |
| 2016年5月 | マンションオーナー向け情報サイト「マンションバリュー」リリース |
| 2018年1月 | 仲介事業者向け「データダウンロードサービス」開始 |
| 2018年2月 | ISO27001取得 |
| 2019年5月 | JISQ15001 プライバシーマーク認証の取得（プライバシーマーク登録番号25000123） |
| 2020年3月 | SaaS型不動産マーケティングシステム「Realnetマンションサマリ」リリース |
| 2021年10月 | 商号を株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターに変更 |
| 2022年2月 | 東京証券取引所マザーズ市場に上場 |
| 2022年4月 | 東京証券取引所グロース市場に移行 |
| 2022年12月 | 広域かつ長期間の不動産マーケットのトレンドを把握する「マクロサマリ」リリース |

（注）Application Service Providerの略で、インターネット上でアプリケーションを利用するサービスのこと。

3 【事業の内容】

当社は、「不動産ビッグデータ×Technology」を事業コンセプトとし様々なサービスを展開しております。当社は不動産マーケティングソリューションの単一セグメントですが、その中で「プラットフォーム事業」「デジタルマーケティング事業」の2つの事業とその他サービスを運営しております。

「プラットフォーム事業」はこれまで自社でマンションデベロッパーより販売が行われるモデルルームやデベロッパー企業様のご担当を通じ物件のパンフレット等の情報収集し、新築分譲マンションのデータベース構築を続けて参りました。

こうした環境下において新築分譲マンションの物件概要情報、新築分譲当時の販売価格情報、物件パンフレット情報などの不動産ビッグデータを活用したSaaS型（注1）マーケティングシステムの提供を行っており、新築マンション業界においてはマンションデベロッパーやマンション販売会社などに向け、マンション相場集計や販売事例一覧表示機能等が搭載された「サマリネット」、「リアナビ」というサブスク型（注2）収益モデルの不動産マーケティングシステムを提供しております。

中古マンション業界では創業以来新築業界向けに蓄積してきた不動産ビッグデータを活用し、新築販売時の物件パンフレット（注3）の画像データや新築時の販売価格などの情報が取得できる「データダウンロードサービス」という従量課金型収益モデルのデータサービスを展開しております。

「デジタルマーケティング事業」は主にマンション販売の集客に係る周辺マンション相場の把握や人気物件の分析ノウハウ等を活用してリスティング広告（注4）のキーワード選定や広告配信エリアの提案など行い、インターネット広告の運用やアクセス解析、Webサイト制作等を行っております。

その他サービスでは、不動産データベースより間取りや販売価格などから世帯属性を想定し広告配布を行うダイレクトメールの配送サービス、システムの受託などのサービスを提供しております。

（注）1．SaaSとはSoftware as a Serviceの略でインターネットを介して提供されるソフトウェアのことを指す。

2．サブスク型とはサブスクリプションの略で月額定額料金の収益モデルを指す。

3．パンフレットとはマンションの新築分譲時に購入検討者に対して配布されるコンセプトブックや間取り図面集を指す。

4．リスティング広告とはGoogleやYahoo! が提供する検索エンジンの検索結果で、検索エンジン利用者が検索したキーワードに対し、関連した広告を表示させる広告手法を指す。

| 事業の種類 | 具体的なサービス |
|---------------|---------------|
| プラットフォーム事業 | サマリネット |
| | リアナビ |
| | データダウンロードサービス |
| | データ提供 |
| デジタルマーケティング事業 | リスティング広告運用 |
| | サイト制作 |
| その他 | タウンマンションプラス |
| | システム開発 |
| | マンションバリュー |

(1)プラットフォーム事業

「プラットフォーム事業」では、「不動産ビッグデータ×Technology」を事業コンセプトとし、各種のサービスを展開しております。

新築マンション業界向けには「サマリネット」、「リアナビ」など不動産に関連するデータベースを活用したSaaS型マーケティングシステムを提供しております。（現時点でSaaS型で提供しているサービスは、サマリネットのうちマンションサマリとリアナビであります。）

当社の提供する「サマリネット」「リアナビ」は継続課金型の収益モデルとなっており、「サマリネット」及び「リアナビ」のARR（注）は全体の55.8%（2023年2月期）となっております。チャーンレート（解約率）は0.6%（2023年2月期）と低水準であり、継続率が高く安定的な収益確保が可能である点が当サービスの強みとなっております。

また、当社が保有する新築分譲マンションのデータについては、不動産ポータルサイト運営会社等にデータ提供をおこなっており、これらは不動産ポータルサイト内で過去販売物件の物件概要の掲載や行政区や駅別などエリアごとのマンション相場情報の掲載の為に活用頂いており、データの使用料を月額にて徴収する継続課金型の収益モデルとなっております。

中古マンション流通業界向けには、新築マンション販売時に配布されたマンションのコンセプトブック、間取り図面集及び価格表からなるパンフレットの画像データなどの情報が取得できる「データダウンロードサービス」を提供しております。これらのデータは中古マンションの売却査定時や売買商談時に物件の特徴を把握するための情報源としてご活用頂いております。

（注）Annual Recurring Revenueの略で、継続的な契約により毎年決まって得られる売上高を表します。

サマリネット

「プラットフォーム事業」における「サマリネット」は、首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県）・関西圏（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県）・東海圏（愛知県、岐阜県、三重県）の三大都市圏を対象とし、マンションデベロッパーやマンション販売会社等の新築分譲マンション事業に関わるユーザーがマンション市場の調査等を行う際に必要な過去の販売事例のデータ閲覧やマンション相場集計グラフの出力等が行えるマーケティングシステムです。

現在最も利用者の多いマンションサマリは従来のクライアントサーバ型システムからのSaaS型システムへの移行が終了しており、今後賃貸サマリ、売買サマリ、統計サマリ、開発サマリ、用地サマリ、地質サマリについてもSaaS型システムへの移行を進める計画となっております。

収益モデルは以前のクライアントサーバ型システム同様に月額課金制が主な報酬形態となっており、一部集計レポート等の出力に応じて課金する従量課金も行ってまいります。

各サービスについての特徴は以下の通りです。

| サービス名称 | 特徴 | 利用方法一例 |
|----------|---|--|
| マンションサマリ | 過去に販売された新築分譲マンションの販売データが搭載されており、地図上での物件表示や物件毎の坪単価等の一覧表示、住戸価格の一覧表示、Excelグラフや各種帳票の出力機能等が使用できるサービス | マンション用地購入時に行う市場調査のマーケティングツールとしての利用 |
| 賃貸サマリ | 賃貸物件の賃料相場を瞬時に集計するシステムで賃貸事例の一覧表示やクロス集計、構成比グラフ等の出力が可能 | 新築マンション販売時に周辺の賃料相場より住宅費に対する支払い能力などを参考に利用 |
| 売買サマリ | 中古マンションの相場を瞬時に集計するシステムで販売事例の一覧表示やクロス集計、構成比グラフ等の出力が可能 | 新築販売時に当該エリアにおける競合物件の位置付けとして中古マンションの相場を把握する為に利用 |

| サービス名称 | 特徴 | 利用方法一例 |
|--------|---|--|
| 統計サマリ | 国勢調査や住宅土地統計などのデータソースをもとに各町丁目単位での人口、世帯などの集計が可能。グラフや帳票の種類も豊富で地図上でのポリゴン（注）表示機能等も搭載 | 借家世帯数や平均世帯年収データなどを活用しターゲットボリュームの算出や折り込みチラシ配布エリアの選定等で利用 |
| 開発サマリ | 分譲マンションのみならず中高層建築の計画情報が閲覧できるサービス | 当該地周辺の中高層建築の計画情報を取得し、競合他社の参入や当該地の将来像などを把握する為に利用 |
| 用地サマリ | 土地の仕入れ担当者が候補用地に対する案件のステータス管理ができるシステムで物件のプロット機能や物件一覧の出力が可能 | 土地の仕入れ担当者の商談履歴等を地図上で管理するためのツールとして利用 |
| 地質サマリ | マンション用地に限らず過去のボーリング調査にもとづき環境リスクレポートの取得が可能 | 過去のボーリング調査の事例により当該地周辺に土壌汚染、液状化リスク等の1次スクリーニングとして利用 |
| マクロサマリ | 当社のマンションデータの大量集計を行うことで、広域かつ長期にわたる不動産マーケットのトレンドを把握 | 対象地域または対象駅のマンション価格や分譲件数の推移を把握するために利用 |

（注）ポリゴンとは多角形の面のことで、ここでは「町」や「丁目」などの行政界エリアデータを指す。

なお、賃貸サマリ及び売買サマリはアットホーム株式会社（本店所在地：東京都大田区、代表者名：鶴森康史）、統計サマリはマップマーケティング株式会社（本店所在地：東京都渋谷区、代表者名：新田正則）、地質サマリは応用地質株式会社よりそれぞれデータ提供を受けております。その他は当社顧客より入手したデータであります。

リアナビ

「プラットフォーム事業」における「リアナビ」は、SaaS型（リリース当時はASP型と表現）の不動産マーケティングシステムです。

新築分譲マンションの営業担当者をターゲットにリアルタイム性を追求したサービスで、相場情報のほか新規販売情報や完売情報、値引き情報等の販売動向などを即時にユーザーに情報配信することで、新築マンションの販売時に近隣の競合分析や販売戦略の立案等に活用いただいております。

リアナビはユーザーが必要なサービスを選択し、システム利用ライセンス料として月額課金制による収益モデルとなっており、マンションカタログ等の一部従量課金サービスも行っております。

各サービスについての特徴は以下の通りです。

| サービス名称 | 特徴 | 利用方法一例 |
|-----------|---|---|
| マンションカタログ | 新築分譲時の物件パンフレット（コンセプトブック、図面集、価格表）の画像データを取得できるサービス | 近隣の競合物件調査や商品企画の参考事例として活用 |
| 不動産市況 | 新築、中古、賃貸、戸建て全てのデータによるエリア相場の把握ができるサービス。集計レポートも取得可能 | 新築、中古、賃貸、戸建てなどの相場を把握し営業戦略の立案や、物件購入検討者に向けた営業資料作成時に活用 |

| サービス名称 | 特徴 | 利用方法一例 |
|------------|--|--|
| エリアポテンシャル | 国勢調査等の民力データを活用し、人口、世帯、平均年収等が把握でき、出力グラフ、レポートも取得可能 | ターゲット（集客）エリアの選定など広告戦略等の立案時に活用 |
| 流通価値算定 | 物件の売買価格と賃料により表面利回りが瞬時に算出されるツール | 過去の販売事例により物件の利回りを算出できるため、営業時に物件の資産性を説明する為に活用 |
| ニュース&トピックス | 業界に係るニュースやコラム、各種レポートのダウンロードなど業界特化型の会員向け情報提供サイト | 業界ニュースや業界特化したコラム、価格改定情報など情報収集ツールとして活用 |
| リセールプライス | 新築時点からの物件価格騰落率が分かるサービス | 中古物件の価格査定等で利用 |

なお、エリアポテンシャルはマップマーケティング株式会社、不動産市況の賃貸データ及びリセールプライスはアットホーム株式会社よりそれぞれデータ提供を受けており、その他は当社顧客より入手したデータとなっております。

データダウンロードサービス

「プラットフォーム事業」における「データダウンロードサービス」は不動産仲介事業者に向けたコンテンツ提供サービスであり、マンション売買仲介業務における物件査定業務時やマンション購入検討者との商談時に必要な情報としてマンションの間取り図や物件の特徴を記載しているコンセプトブック等のデータが取得可能となっております、ご活用頂いております。

当サービスは、株式会社ワンノブアカインド（本店所在地：東京都港区、代表者名：川島直也）との共同運営事業であります。当社はコンテンツの提供及び既存顧客に対するサービスの利用促進営業や今後予定している新たなサービスの提案を行い、株式会社ワンノブアカインドは新規顧客の開拓営業活動及びデータダウンロードサービスのサービス提供サイトのシステム開発及び保守を行っております。

収益モデルはダウンロード数に応じた従量課金となっており、株式会社ワンノブアカインドとレベニューシェアを行っております。

各サービスについての特徴は以下の通りです。

| データ項目 | 特徴 | 利用方法一例 |
|---------------------|---|--|
| パンフレット画像 | 検索にて特定された物件の新築当時のパンフレット画像（コンセプトブック、図面集）がダウンロードできるサービス | 中古マンションの営業において購入検討者に向けた配布資料として新築時に作成されたパンフレット画像をダウンロードし物件の特徴や間取りの詳細を提示 |
| 物件写真 | 分譲マンションの外観写真やエントランス写真等がダウンロードできるサービス | 中古マンションの広告作成や顧客向け資料作成等に利用 |
| 新築時価格情報 中古販売履歴情報 | 新築時の分譲価格や中古販売価格の履歴が一覧表として出力できるサービス | 売り物件を査定する際に新築時の価格情報と中古の販売履歴情報を取得し、物件オーナーに対し販売価格の提案を行う際の根拠資料として活用 |

なお、パンフレット画像は当社顧客より入手したデータ、物件写真は当社が制作したデータ、中古販売履歴情報は共同運営事業者の株式会社ワンノブアカインドより提供を受けているものであります。

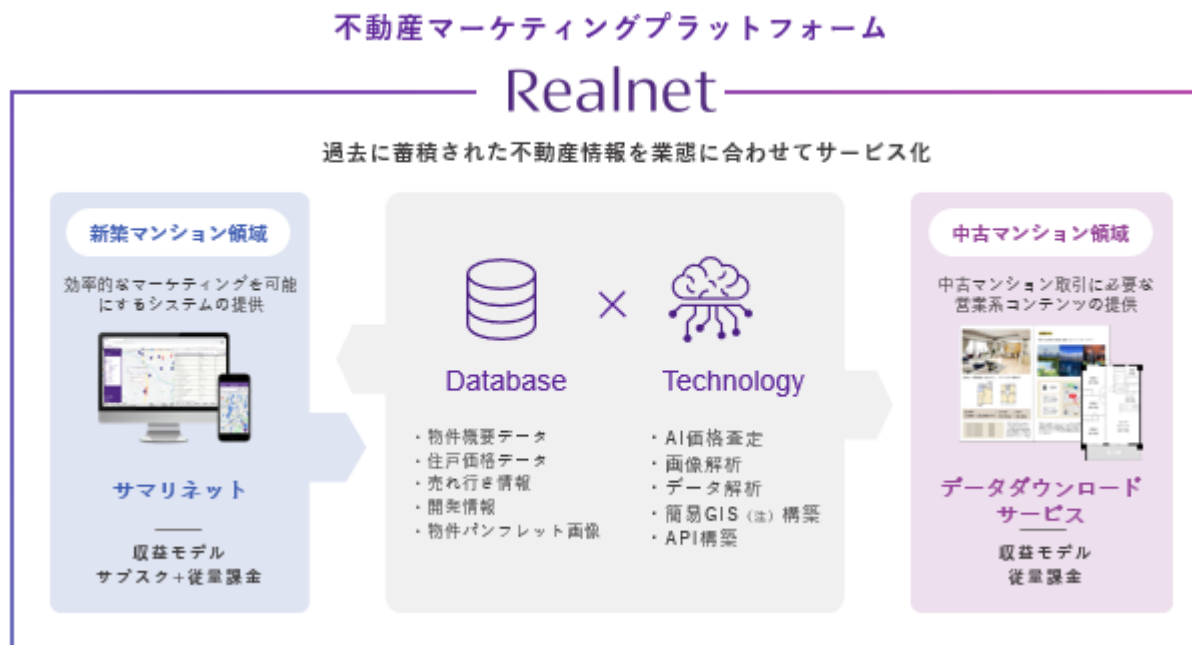
データ提供

「プラットフォーム事業」における「データ提供」は主に大手不動産ポータルサイトに対し、物件概要情報や相場情報などをAPI（注）にて提供しております。

（注）Application Programming Interfacenの略で、具体的には当社のデータを他社が使える仕組みを作ること。

以上のプラットフォーム事業の概念図は、次の通りです。

【プラットフォーム事業概念図】



（注）簡易GISとは、Googleマップなどの電子地図とデータ連携して、マンション情報等を地図上にて一覧、集計表示するシステムのこと。

(2) デジタルマーケティング事業

分譲マンション事業向けのマーケティングノウハウや当社保有の不動産データベースを活用して、インターネット広告の運用、アクセス解析及びバナー（注1）やランディングページ（注2）などクリエイティブ素材の提供、物件サイトの制作等を行っております。

当社が取り扱うインターネット広告はクリック数に応じた課金形式が主流となっており、顧客より月額の運用費用を予算として預かり広告運用を行っております。

リスティング広告運用

分譲マンション及び分譲戸建て販売の集客に特化したインターネット広告の運用を行っており、広告運用実績やアクセス解析をもとにモデルルームや販売中物件等への集客促進を担っております。当社の強みとしては、不動産業界及びマンション販売についての知識があり、分譲マンションに関する豊富なデータを保有していることから、特にリスティング広告のキーワード、エリアの選定などを得意としています。Yahoo!プロモーション広告におけるスポンサードサーチ、YDA広告（注3）、GoogleAdwordsにおける検索ネットワーク、GDN広告（注4）だけでなく、Facebook広告、YouTube広告などのSNS広告や位置情報広告も扱っており、物件の完売までをサポートする広告運用代行としてサービス提供を行っております。

サイト制作

分譲マンション及び分譲戸建て販売に特化したサイト制作を行っております。広告の対象となる物件の訴求ポイントなどの抽出や販売好調だった物件のクリエイティブ戦略など、当社が長年にわたって蓄積した不動産に関するデータやノウハウを活用し、Webサイト制作やバナー制作などクリエイティブ素材を主に当社のリスティング広告運用の顧客向けに提供しております。

- (注) 1. ウェブページ上で他のウェブサイトを紹介する役割を持つ画像のこと。
2. ウェブページ上で検索結果や広告などを経由して訪問者が最初にアクセスするページのこと。
3. Yahoo!ディスプレイアドネットワークの略称で、Yahooで出稿できるディスプレイ広告(注5)のこと。
4. Googleディスプレイネットワークの略称で、Googleで出稿できるディスプレイ広告のこと。
5. ウェブページの広告枠に利用者の興味関心に基づき表示される画像広告、動画広告、テキスト広告のこと。バナーで表示されることが多いため、バナー広告と同義で使われることが多い。

(3)その他

当社所有の不動産データベース及び顧客の社内システムやWebサービスとデータベースとの連携システムの開発経験等に基づき、以下のサービスを展開しております。

タウンマンションプラス

ターゲットを絞り込んでダイレクトメールの配送を行う当社独自のダイレクトメールの配送サービスです。他社のダイレクトメールとの最大の違いは、配布対象のセグメントの方法にあります。タウンマンションプラスでは、当社所有の不動産データベースより築年数や物件価格、間取りなどの物件特性から「世帯属性」や「生活志向」を導き出し、きめ細かく世帯をセグメントすることで、より高い確率で広告主が求めるターゲット顧客に訴求することが可能となり、取り扱う商品やサービスとターゲット顧客とのミスマッチが起りづらくなる効率的なダイレクトメールの配送が可能となっております。

システム開発

サマリネットやリアナビ等の開発・運用実績やデータベース構築ノウハウ等を活かし、システムの出発点開発を行っております。

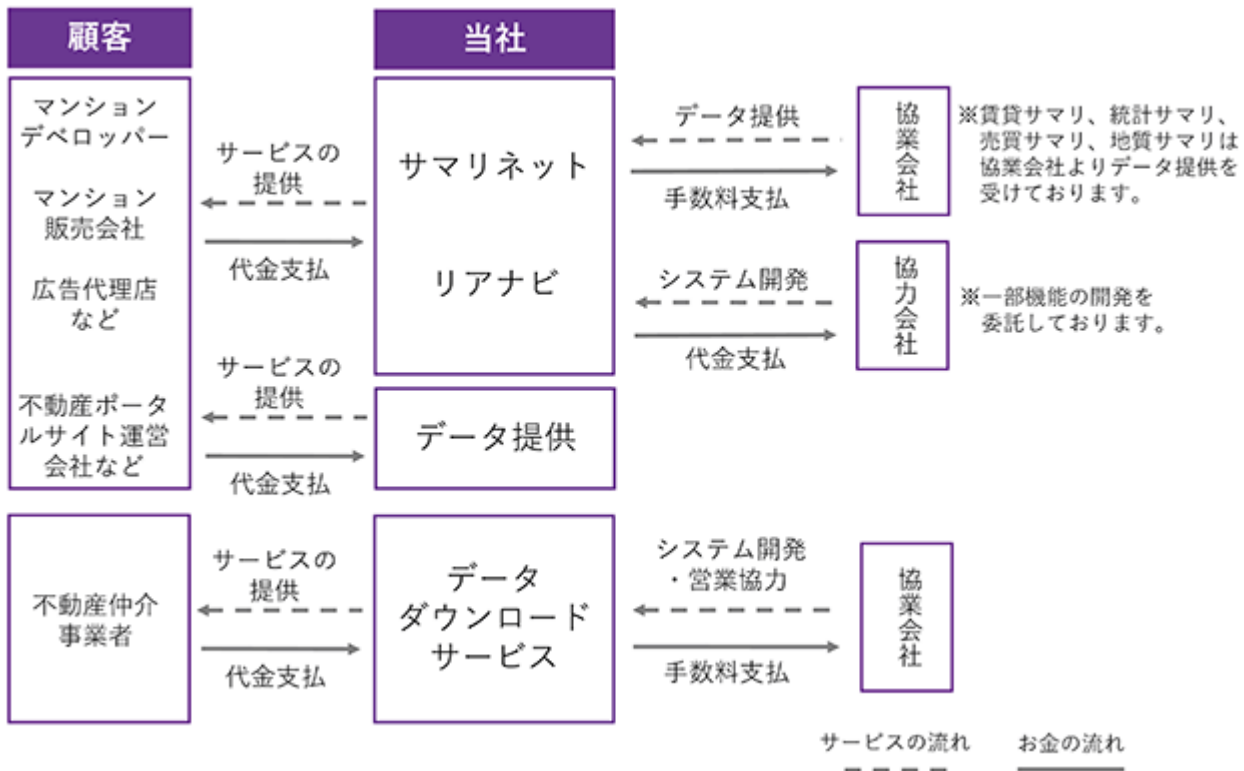
マンションバリュー

マンションオーナー(注)に向けた情報提供サービスです。現在は当社が所有する不動産データを元にしたマンションの相場情報を軸としながら、マンションオーナーに対し所有物件の間取り図、売却時や賃貸時のシミュレーション及びお役立ちコラムなど、マンションオーナーにとって有益な情報を提供しております。3年後を見据えマンションバリューで獲得したマンションオーナー、不動産仲介業者及び購入検討者等が自由にコミュニケーションできるプラットフォーム構築の実現に向けサービスの拡張を行って参ります。

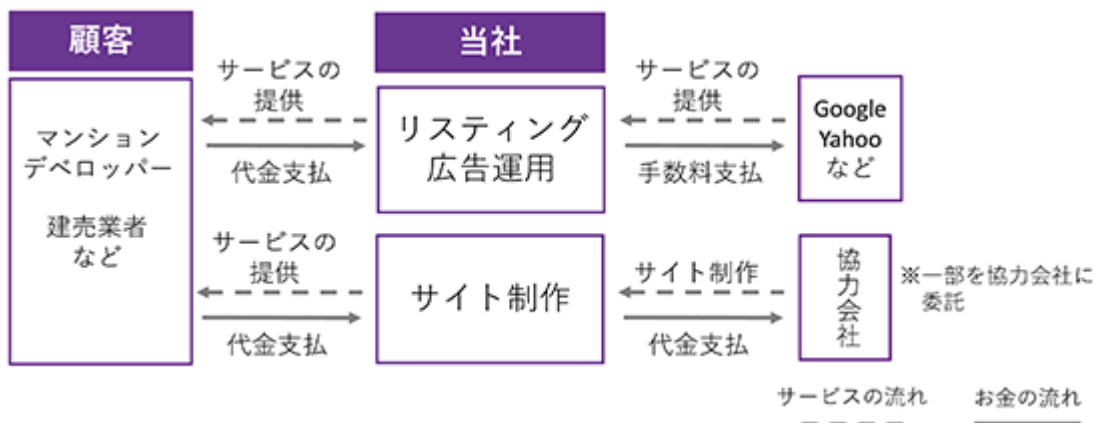
(注) マンションバリューにおけるマンションオーナーは、分譲マンションの購入者を指します。

[事業系統図]

(1)プラットフォーム事業



(2)デジタルマーケティング事業



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年2月28日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|------------|---------|-----------|------------|
| 55 (16) | 41.3 | 9.7 | 5,936 |

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の従業員数の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社では労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「報恩」を合言葉に「喜びや成長の糧となる環境を人々から与えられている事に感謝し、不撓不屈の精神で価値ある未来の創造に挑戦し続ける」ことを経営理念として掲げ、「不動産IT革命により不動産取引に関わる全ての人の満足を創造する」ことを事業理念としております。

当社は20年以上にわたって三大都市圏における新築マンションに関するパンフレット等の資料を収集し不動産データベースとして蓄積することで、新築マンションデベロッパー、不動産仲介事業者、不動産販売事業者、戸建て業者等の不動産に関わる事業者様に不動産マーケティングシステムを提供しております。一物四価と言われ価値の測定が困難な性質を持つ不動産に対して、顧客が不動産取引を行う上で、正確な不動産価値分析により選択に確信を持っていただけるよう、正確な裏付けのある不動産データベースを整備し長年にわたりご活用いただいております。

また、当社は新築マンションのデータベースを日々更新・蓄積しており、保有する不動産データベースは、データ棟数63,383棟、住戸数2,721,490戸、パンフレット数42,120通、間取り数642,530件（2023年2月28日現在）となっております。当社では、この不動産データベースとAI（人工知能）や画像解析等のテクノロジーを活用し、不動産業界に変化を起こすイノベーターを目指し今後も新たな付加価値の創造に向けたチャレンジを続けて参ります。

(2) 目標とする経営指標等

当社は持続的な成長と企業価値向上を目指しており、全社的な主要な指標として売上高及び営業利益を重視しております。

また、当社は主力事業と位置付けるプラットフォーム事業において目標とする経営指標を設定しております。主に新築マンション事業者向けに提供している月額課金制サービス（サマリネット及びリアナビ）においては平均顧客単価、平均顧客数、ARR及び解約率を、不動産仲介事業者（中古領域）向けのデータダウンロードサービスにおいては平均顧客数を事業運営上重視する経営指標としております。

新築マンション事業者向けの月額課金制サービスは、売上高に連動して増加する変動費が少ない収益構造であることから、ARRを伸ばさせることが営業利益確保のために重要であると考えております。従ってARRを目標とする経営指標に設定するとともに、ARRの構成要素として平均顧客単価、平均顧客数及び解約率を目標とする経営指標に含めております。平均顧客単価を上げるためには、既存顧客に対して利便性の高いサービスを訴求するアップセルに注力するとともに、SaaS型サービスへ移行していない賃貸サマリ、売買サマリ、統計サマリ等のSaaS型サービスへの移行を推進することで顧客単価向上を図って参ります。

不動産仲介事業者向けのデータダウンロードサービスは従量課金制であり、当サービスの売上高と平均顧客数を目標とする経営指標に設定しております。当サービスにおいては、現在はパンフレット画像を中心に提供を行っておりますが、今後は顧客が求めるコンテンツをサービスに追加することで利用頻度を高めて一顧客当たりの売上高を伸ばし、全体として売上高の増加を図って参ります。

なお、前事業年度までデータダウンロードサービスの経営指標として平均顧客単価を採用してはりましたが、当サービスの売上高は大手仲介業者の占める比率が高く、大手仲介業者との取引の状況次第で平均顧客単価が大きく変動する性質があることから、当事業年度からは目標とする経営指標から除外しております。

なお、前事業年度までは平均顧客単価を目標としている経営指標としておりましたが、売上高が大手不動産仲介会社に偏っている現状を鑑み、当社の事業内容をより適切に測定することができる売上高に変更しております。

(注) サマリネット・リアナビ及びデータダウンロードサービスの経営指標の算定方法は以下のとおりです。

| サービス名 | 経営指標 | 算定方法 |
|---------------|--------------------|------------------------|
| サマリネット・リアナビ | 平均顧客単価 (サマリネット) | 各月の顧客単価(売上高 ÷ 顧客数)の平均値 |
| | 平均顧客数 (サマリネット) | 各月の顧客数の平均値 |
| | ARR(サマリネット・リアナビ) | 月額課金制サービスの契約額の年間合計額 |
| | 解約率(サマリネット・リアナビ) | 期中解約金額 ÷ 前期のARR × 100 |
| データダウンロードサービス | 売上高 | データダウンロードサービスの売上高 |
| | 平均顧客数 | 各月の顧客数の平均値 |

(3) 経営環境

当社は、不動産マーケティングソリューション事業を行っており、当社の主要な顧客は新築マンションデベロッパー、不動産仲介事業者、不動産販売事業者、戸建て業者等であり、その大半が不動産業に関わっております。不動産業は、国民生活や経済活動の基礎となる住宅・オフィス・商業施設等の開発・流通・管理等を通じ我が国の豊かな国民生活経済成長等を支える重要な基幹産業であり、その産業規模は2017年度では売上高43.4兆円、法人数約33万社、従業者数134万人、国内総生産61.8兆円であります。(出典：不動産業ビジョン2030、国土交通省 社会資本整備審議会産業分科会不動産部会)

居住用不動産を取り巻く環境として、昨今少子高齢化に伴う人口減少及びそれに伴う空き家問題などが将来的な懸念として社会問題化しておりますが、政府が閣議決定した「住生活基本計画」(2021年3月)において「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現や脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成等の目標が掲げられ、住宅の供給の在り方の大きな転換点を迎えております。

足元では、雇用・所得環境の改善が見られ、各種政策の効果もあって景気の緩やかな回復が続くことが期待されている中であって、低金利環境の継続と建築資材や人件費の高騰を受けて新築マンションの平均価格は2018年 5,786万円、2019年 5,955万円、2020年 6,039万円、2021年 6,517万円、2022年 6,413万円(首都圏の各年に発売された新築マンションが対象、当社調べ)と堅調な推移を見せております。新築マンションの価格高騰により、中古マンション業界も活況を呈しており、首都圏の中古マンションの価格は、2010年を100とする不動産価格指数において2018年 136.4、2019年 141.6、2020年 147.2、2021年 159.1、2022年 176.0(南関東圏におけるマンションが対象、出典：国土交通省)と値上がりが続いております。

また、金融政策においては日銀の物価上昇見通しは緩やかであり金融緩和政策が継続される(日本銀行『経済・物価情勢の展望』)と想定されており、引き続き既存住宅流通の拡大が後押しされる環境にあると認識しております。

かかる環境を踏まえ、当社ではプラットフォーム事業において新築マンション事業者(新築マンション領域)向けのサービスと不動産仲介事業者(中古マンション領域)向けの両方において売上高及び営業利益の向上を目指して参ります。

(4) 経営戦略等

上記の経営環境を踏まえたそれぞれの領域における具体的な経営戦略は以下のとおりであります。

新築マンション領域においては、不動産マーケティングシステムとしてサマリネット及びリアナビを提供しておりますが、これらのサービスは主に用地仕入れや企画・マーケティング部門においてご活用いただいております。用地仕入れ時の事業計画策定、市場調査レポートの作成、競合物件調査等を短時間で実行することができる利便性の高いシス

テムであることから、新築マンションの年間供給戸数ランキング（2022年度、当社調べ）における上位50社中49社に導入いただいております。

2021年2月期より、従来クライアントサーバ型システムにて提供しておりました不動産マーケティングシステムの主力サービスである「マンションサマリ」のSaaS型サービスへの切り替えを進めて、顧客が場所や端末を選ぶことなく業務を行うことができる環境を整備いたしました。当社の顧客企業においても多様な働き方を推進する観点からリモートワーク等のオフィス以外で業務を行うニーズが急速に高まっており、そうしたニーズへの対応としてSaaS型サービスをご活用いただいております。このSaaS型サービスへのリプレイスにより、月額課金制サービスの年間売上高（ARR）の増加を実現することができております。今後は、「マンションサマリ」以外のサービスについても順次SaaS型サービスへのリプレイスを進めていく予定ですが、SaaS化により当社サービスの利用者（利用アカウント）の増加を図ることによってアップセルの機会として活用し、平均顧客単価の向上を推進して参ります。

中古マンション領域においては、当社が長年収集してきた新築マンションの販売時のパンフレットを仲介業者向けにデータとして提供しているものです。当社は新築マンション分譲時のコンセプトブックと図面集を含むパンフレット画像を提供しており、不動産仲介事業者様には物件チラシや重要事項説明書の作成、顧客への営業資料作成、広告出稿用の間取り作成、物件査定等にご活用いただいております。類似サービスを提供している競合企業が1社ございますが、サービスのコンセプトが若干異なること及びそれぞれが従量課金制のサービスを提供していることから、共存可能な状況であると認識しております。また、独自性の高いサービスであることから、競合企業の新規参入は想定しておりません。

中古マンション領域における今後の成長戦略としては、契約社数の増加、提供コンテンツの増加の二つの軸での成長を見込んでおり、提供コンテンツのラインナップを増やすための新規サービス開発に引き続き注力して参ります。

契約社数の増加について

現在2,604社（2023年2月28日現在）のサービス契約社数を引き上げることににより、データダウンロードサービスの売上拡大を図って参ります。当サービスを共同運営している株式会社ワンノブアカインドと協力しながら、三大都市圏でのサービス認知度を高めて利用を促進していく方針です。三大都市圏における宅地建物取引業者数は約73,000業者（注1）ございますが、中古マンションの仲介事業を積極的に行っている約36,000業者（注2）をターゲットとして想定しております。

提供コンテンツの増加について

データダウンロードサービスの契約社数を増やす活動と並行して、ご利用いただけるコンテンツを追加することにより顧客単価の向上を図って参ります。当社が保有しているデータベースを元に、仲介事業者様が広告作成用の素材として利用可能なコンテンツの追加を計画しており、現時点では顧客の広告用の図面作成業務を不要とする間取り図面や広告・資料等に利用できる新規サービスの追加を予定しております。また、将来的には仲介事業者様の業務効率向上に貢献するコンテンツを提供するためのプラットフォームとして発展させていく方針です。

（注）1．一般財団法人不動産適正取引推進機構の公表データから埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の宅地建物取引業者数を集計しております。

2．三大都市圏にて中古マンションの仲介事業を行っている事業者を、当社独自に抽出・集計しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

安定的な収益基盤の強化

当社は長年かけて収集・蓄積してきた不動産データベースを不動産業界に提供するプラットフォーム事業を主な事業としております。今後の持続的な成長実現のためには、顧客のニーズにフィットした新たなサービスの開発・提供を通じて収益基盤を一層強化していくことが必須であると考えております。

新築マンション領域においては、引き続き既存サービスにおけるライセンス追加営業を行い、さらに2022年12月にリリースしたマクロサマリの販売促進活動に注力するとともに、システムの継続的なアップデートを実施して付加価値の高いサービスを提供することで、収益の拡大を継続してまいります。

また、今後も安定的な市場の成長が期待される中古マンション領域（不動産仲介業界）においては、新サービスの開発・提供を通じて市場シェアを拡大して、安定した収益基盤を構築していく所存です。

優秀な人材の確保によるシステム開発力の強化

当社サービスの一層の充実を図るうえでは、システム開発力の強化が欠かせません。システム開発要員の採用を積極的に実施して要員増強を図っておりますが、現状では十分な開発リソースの確保ができておらず開発の大部分を外注により実施している状況にあります。

当社は、リモートワーク可の勤務形態への転換、四半期毎の人事評価制度の導入及びフレックス制度の導入等により、従業員が主体的かつ柔軟に勤務できる魅力ある職場づくりを推進してきました。こうした制度上の改善に加え、福利厚生制度やインセンティブの充実により、引き続き優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

また、人材確保と並行して、アライアンスを通じた最新テクノロジーの導入、プロジェクトマネジメントスキルの向上及び開発運用手法の改善等の施策を通じてシステム開発力の強化を推進いたします。

内部管理体制の強化

当社は、今後より一層の事業拡大を見込む成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性・透明性確保のためにコーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築・運用を通じて、企業価値の最大化に努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

(1) 事業環境等に関するリスク

業界及び顧客の動向に関するリスク

当社は不動産業界に特化したプラットフォーム事業及びデジタルマーケティング事業等を行っており、当社顧客は不動産業界に集中している状況にあります。不動産業界の中でも新築マンションデベロッパー事業者、新築戸建て事業者及び不動産仲介事業者等に向けたサービスを創業以来提供しておりますが、不動産業界全般の景気や、不動産業界におけるシステム投資の状況によって、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、今後において、不動産業界に対する規制環境の変化や業界各社の対応に何らかの変化が生じた場合、同様に当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社としましては、上記業界だけでなく中古マンション流通業界や金融機関に対しても取引を拡大することで、上記のリスクへの対応を図って参ります。

インターネット広告商品の変化について

当社がデジタルマーケティング事業で取り組んでいるインターネット広告は、その手法が日々進化しておりますので、当社の取り扱うリスティング広告及びディスプレイ広告等のインターネット広告商品の相対的価値が低下することで、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。その対応策として、当社ではスマートフォンなどの新たなデバイス向けの広告商品やFacebook広告やYouTube広告等のSNS広告の取扱いもスタートして、顧客ニーズをいち早く捉えるべく新規広告商材への取り組みを進めるなど対応を図っております。しかしながら、これらの広告商品への対応が著しく遅れてしまった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

技術革新について

当社のサービス提供にはインターネット環境が不可欠ですが、インターネット業界は技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が激しく、新しいサービスが逐次産み出されている中、当社も積極的に最新の情報の蓄積、分析及びサービスへの新技術の導入に取り組んでおります。その一例として、従来はクライアントサーバ型システムにより運営していたサマリネットのマンションサマリを、SaaS型システムにて提供できるようシステム開発を行っております。この変更に伴い、顧客がテレワーク環境においても当社サービスを利用できるようになり、利便性を高めております。

しかしながら、当社が予期しない技術革新等によりインターネット環境に急激な変化があり、そうした変化への対応が遅れた場合には、当社のサービスの陳腐化や競争力の低下を引き起こし、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

システムリスクについて

当社の事業はインターネット環境において行われており、サービスの安定供給のために当社として適切と考える以下のセキュリティ対策を施しております。

イ. ISO27001情報セキュリティマネジメントシステムの認証取得による情報管理体制の整備

ロ. 各サービスの運用サーバ及びネットワーク等の冗長化

ハ. ウイルスやアタックを防止するファイアウォールの設置

ニ. SSL(Secure Socket Layer)等を用いた外部との通信の暗号化

ホ. 継続的な脆弱性診断の実施

ヘ. セキュリティの担保された通信を実施するためのVPN設置

ト. セキュリティリスクに対応したソフトウェア及び機器の定期的なアップデート

チ. メール誤送信防止ソフトの導入

リ. ウイルス対策ソフトの導入

ヌ. 大規模クラウドサービスプラットフォーム AWS(Amazon Web Service)環境におけるサービス運用

こうした対策にもかかわらず、ハードウェア・ソフトウェアの不具合、人為的なミス、コンピュータウイルス、第三者によるサーバやシステムへのサイバー攻撃、AWSの不備や障害、自然災害等の予期せぬ事象の発生によって、当社の想定しないシステム障害等が発生した場合は、当社の事業活動に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

自然災害・不測の事故等について

当社は東京本社のほか大阪及び名古屋に支社を置き営業活動を行っておりますが、リモートワーク環境を構築してこれら営業拠点に依存しない業務遂行体制を整備しております。しかしながら、当該エリアにおいて地震、火災、津波、大型台風等の自然災害が発生して営業活動や情報収集活動等が制約を受ける場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容等に関するリスク

新規サービスについて

当社は、事業規模の拡大の収益源の多様化を実現するために、新規サービスの拡充への取り組みを進めていく方針であります。新規サービスの拡充にあたっては、当社の不動産業界における顧客基盤や当社の保有データ・技術等を踏まえて確度の高いサービス開発に取り組んで参りますが、新規サービスが安定して収益を生み出すまでは一定の期間と投資を要することが予想され、全体の利益率を低下させる可能性があります。

また、将来の事業環境の変化等により、新規事業が当初の計画どおりに推移せず、新規事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社としましては、顧客とのヒアリング及びリサーチを実施することによりサービスに対する顧客ニーズを明確に把握し、優先順位づけを適切に行うことで本リスクを軽減させていく方針です。

パンフレット画像の利用に係る契約について

当社のデジタルマーケティング事業におけるデータベースにおいては、新築マンション販売時のパンフレット画像等を契約に基づき収集しておりますが、当該契約の解消または変更等により当該パンフレット画像等が利用できなくなった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社としては、新築マンションのパンフレット画像等の提供元である新築マンションデベロッパーの顧客満足度向上に努め、関係維持を図ることにより本リスクを軽減させていくこととしております。

(3) 組織体制等に関するリスク

人材の確保及び育成について

当社は、事業の拡大に伴い、継続的な人材の確保が必要となるため、優秀な人材を適切に確保するとともに、人材の育成に努めて参ります。しかしながら、人材の確保及び育成が計画通りに進まなかった場合は、当社の事業展開に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社としては、人材の確保の遅れが生じないように採用ルートの多様化を推進するとともに、適宜外部リソースを活用することで本リスクの軽減を図っております。

コンプライアンス体制について

当社は、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのためコンプライアンスに関する社内規程として「コンプライアンス規程」、「リスク・コンプライアンス管理委員会規程」、「内部通報規程」、「インサイダー取引防止規程」、「広告・広報等管理規程」及び「知的財産管理規程」等を策定するとともに四半期に一度コンプライアンス研修を実施し、社内規程の周知徹底とコンプライアンス意識の醸成を図っております。

しかしながら、これらの取り組みにもかかわらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の事業及び業績や社会的信用に影響を与える可能性があります。

特定の経営者への依存について

当社は、代表取締役社長である陣隆浩に当社の経営の重要な部分を依存しております。現在、当社では同氏に過度に依存しないよう、内部管理体制の整備、人材の育成を行う等体制の整備に努めておりますが、何らかの理由により同氏による当社業務の遂行が困難となった場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

大株主について

当社代表取締役社長である陣隆浩の本書提出日現在での議決権所有割合は、直接所有分として41.78%であります。また、同氏の資産管理会社である株式会社JINXの議決権を合算した所有割合は62.76%となっております。同氏及び株式会社JINXは引続き当社の株式を保有する見通しであります。議決権の行使に当たっては、株主共同利益を追求するとともに少数株主の利益にも配慮する方針であります。

しかしながら、何らかの事情によって、同氏または当該資産管理会社が当社株式をやむを得ず売却することとなった場合、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

当社は小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築して

おります。当社は、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強及び内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 事業に関する法的規制等に関するリスク

知的財産権におけるリスクについて

当社ではサービス提供にあたり、契約に基づきパンフレット等の情報収集を行っております。当社による第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、ロイヤリティの支払や損害賠償請求等により、当社の事業、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

個人情報の保護について

当社は、当社の提供するサービスを通じて、利用者本人を識別することができる個人情報を一部保有しております。当社は、JISQ15001プライバシーマーク認証を取得の上、信頼性の高い外部サーバで当該個人情報を保護するとともに、個人情報保護に関するフローを整備し、個人情報の保護に努めております。

こうした対策にもかかわらず、個人情報が当社の関係者等の故意または過失により外部に流出した場合には、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社の運営するサービスの信頼性等が毀損し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

法的規制について

現時点において、当社事業そのものを規制する法的規制はないものと認識しておりますが、情報サービス業界の変化は激しいことから、今後新たな法令等の整備が行われる可能性は否定できず、当該内容によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、不動産に関わる分野におけるインターネット上の表示項目等が規制の対象になる可能性も否定できず、その場合には当社の事業が制約される可能性があります。

(5) その他リスク

資金使途について

当社が2022年2月に実施した公募増資による調達資金の使途については、システム人材の採用費、不動産マーケティングシステムの開発費用、不動産仲介事業者（中古領域）向けの新規サービスの開発費用、社内業務効率化のためのRPA導入費用等に充当する予定であります。当社の遂行する業務においては急速に事業環境が変化することも考えられ、環境変化に柔軟に対応することを優先し資金計画以外の使途へ充当する可能性があります。

また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定した投資効果が得られない可能性があります。

なお、本書提出日現在において、公募増資による資金調達の使途に大きな変更はございません。

ソフトウェアの減損について

当社は、将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められた開発費用をソフトウェア（ソフトウェア仮勘定含む）として資産計上しております。このうち、プラットフォーム事業に係るソフトウェアについては、技術革新のスピードの早いインターネットを使ったSaaS型サービスであることを鑑み、見込利用可能期間を3年と保守的に設定しております。このソフトウェアについて、クライアントニーズへの適切な対応を実施することにより減損を発生させないよう努める方針ですが、重大な将来計画、使用状況等の変更やサービスの陳腐化等により、収益獲得又は費用削減効果が大幅に損なわれ、ソフトウェアの減損が必要となった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産について

繰延税金資産の計算は、将来の課税所得など様々な予測・仮定に基づいており、経営状況の悪化や税務調査の結果等により、実際の結果が予測・仮定とは異なる可能性があります。従って、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、その結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、2023年2月末における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は4.6%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する配当による利益還元は重要な経営課題として認識しております。しかし、当社は現在成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当の実施時期については未定であります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度における我が国の景気動向は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束に向かうウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって緩やかに持ち直しております。当社の顧客が属する不動産業界におきましては、金融緩和政策の継続及び円安の進展による海外からの資金流入による不動産価格の高止まりや感染拡大防止のためのテレワークの推進に伴う新たな住宅需要の創出等を背景として、住宅建設は底堅い動きとなっております。

当社が事業展開している三大都市圏においては新築マンションの平均価格が年々上昇を続けており、新築マンション業界においても底堅い動きが継続しております。

このような事業環境の下、不動産情報提供サービスを行う当社はサービスの拡大を積極的に推進しております。当社の主力事業である新築マンション事業者向けのSaaS型マンションサマリにおいては、当社サービスの利用アカウントの増加に向けた機能強化及びサービスの拡充等を推進しております。また、成長事業と位置付けている不動産仲介事業者向けのサービスであるデータダウンロードサービスにおいては、新規サービスの開発に引き続き注力しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,414,567千円（前事業年度比3.0%増）、営業利益は138,969千円（同31.7%減）、経常利益は141,270千円（同27.2%減）及び当期純利益は92,368千円（同29.5%減）となりました。

なお、当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末の流動資産は695,095千円となり、前事業年度末に比べ150,499千円減少しました。これは主に自己株式の取得及び借入金の返済により現金及び預金が151,656千円減少したこと等によるものです。

当事業年度末の固定資産は273,402千円となり、前事業年度末に比べ79,002千円増加しております。これはソフトウェアが33,025千円及びソフトウェア仮勘定が32,371千円それぞれ増加したことによるものですが、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の増加は、SaaS型サービスの機能強化のためのシステム開発を進めたことによるものです。

以上の結果、当事業年度末の資産合計は968,498千円となり、前事業年度末に比べ71,497千円減少しました。

（負債）

当事業年度末の流動負債は243,880千円となり、前事業年度末に比べ62,387千円減少しました。これは主に借入金の返済24,900千円及び未払法人税等の減少9,449千円等によるものです。

当事業年度末の固定負債は15,298千円となり、前事業年度末に比べ13,186千円減少しました。これは主に長期借入金の返済により12,000千円減少したこと等によるものです。

以上の結果、負債合計は259,178千円となり、前事業年度末に比べ75,573千円の減少となりました。

（純資産）

当事業年度末における純資産は709,319千円となり、前事業年度末に比べ4,076千円増加いたしました。これは、自己株式の取得88,133千円により減少したものの、当期純利益の計上による利益剰余金の増加92,368千円のほかストックオプションの権利行使等により増加したことによるものです。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ151,656千円減少し、当事業年度末には479,721千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は107,638千円（前事業年度は221,788千円の獲得）となりました。これは、税金等調整前当期純利益が142,962千円、減価償却費が60,468千円ありましたが、法人税等の支払額が75,440千円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は122,815千円（前事業年度は63,351千円の使用）となりました。当事業年度に

おいては、前事業年度に引き続きサマリネットのSaaS型サービスへのリプレイスのためのシステム開発投資に資金を使用いたしました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は136,479千円(前事業年度は248,194千円の獲得)となりました。これは主に自己株式の取得による支出93,080千円及び長期借入金の返済による支出26,900千円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度における販売実績は次のとおりであります。なお、当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を行っておりません。

| セグメントの名称 | 第32期事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | 前年 同期比 (%) |
|-------------------------|---|------------------|
| 不動産マーケティングソリューション事業(千円) | 1,414,567 | +3.0 |
| 合計(千円) | 1,414,567 | +3.0 |

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たり、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況

1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社は、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定の変更により、将来の課税所得が減少した場合、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損)

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産について、当該資産から得られる将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は慎重に検討しておりますが、将来の事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定の変更により、回収可能価額が減少した場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は、1,414,567千円(前事業年度比3.0%増)となりました。事業別にはプラットフォーム事業923,408千円、デジタルマーケティング事業354,366千円及びその他136,791千円でありました。

プラットフォーム事業においては、コロナ禍におけるテレワーク需要を捉えたクライアントサーバ型システムからSaaS型システムへのリプレイスに加え、ライセンス増加による増収効果により、前事業年度比4.4%増の売上高増加となりました。

デジタルマーケティング事業では、既存顧客の深耕により受注件数が増加したこと及び広告運用の内製化により粗利率が改善した結果、前事業年度比3.3%増の売上高増加となりました。

その他事業は前事業年度比5.7%減となりましたが、その主な要因はリフォーム案件の取扱いを中止したことに伴う売上高減少です。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は、新サービスの開発を積極的に推進するためのエンジニア採用に伴い労務費が増加したこと及びソフトウェア償却が増加したこと等により、745,466千円(前事業年度比13.3%増)となりました。

この結果、売上総利益は669,101千円(前事業年度比6.4%減)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、530,131千円(前事業年度比3.7%増)となりました。主な要因は、インフラ開発要員の現業シフトに伴う人件費の減少22,057千円があった一方で、新サービスの開発のための研究開発費を54,633千円増額させたこと等によるものであります。

この結果、営業利益は138,969千円(前事業年度比31.7%減)となりました。

(営業外損益、経常利益)

当事業年度における営業外収益は、2,886千円(前事業年度比66.8%減)、営業外費用は584千円(前事業年度比96.8%減)となりました。営業外費用が大幅に減少したのは、前事業年度の上場関連費用15,705千円が当事業年度には発生しなかったためであります。

この結果、経常利益は141,270千円（前事業年度比27.2%減）となりました。
（特別損益、当期純利益）

当事業年度における法人税等（法人税等調整額を含む）は50,593千円となりました。

この結果、当事業年度の当期純利益は92,368千円（前事業年度比29.5%減）となりました。

目標とする経営指標等の達成状況について

当社は、全社的に重視する指標として売上高及び営業利益を設定しております。

また、サービス毎には、主に新築マンション事業者向けに提供している月額課金制サービス（サマリネット及びリアナビ）における平均顧客単価（サマリネット）、平均顧客数（サマリネット）、ARR（サマリネット・リアナビ）及び解約率（サマリネット・リアナビ）を、不動産仲介事業者（中古領域）向けのデータダウンロードサービスにおいては売上高及び平均顧客数を事業運営上重視する経営指標としております。

それぞれの指標の推移は下表のとおりであります。

| | | 第31期事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) | 第32期事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) |
|---------------|-------------|---|---|
| 売上高 | (千円) | 1,372,800 | 1,414,567 |
| 営業利益 | (千円) | 203,425 | 138,969 |
| サマリネット・リアナビ | 平均顧客単価 (千円) | 203 | 233 |
| | 平均顧客数 (社) | 267 | 267 |
| | ARR (千円) | 670,814 | 755,925 |
| | 解約率 (%) | 0.7 | 0.6 |
| データダウンロードサービス | 売上高 (千円) | 101,542 | 65,681 |
| | 平均顧客数 (社) | 1,947 | 2,420 |

サマリネット・リアナビについては平均顧客数が横ばいでしたが、SaaS型サービスにおけるライセンス追加等のアップセルを推進したことにより平均顧客単価が上昇し、ARRは順調に増加しております。顧客企業におけるテレワークの広がりなど多様な働き方へのニーズの高まりを背景として、SaaS型サービスが一定の評価を受けているものと考えております。

また、解約率は0.6%と依然として低い水準に抑えられております。

データダウンロードサービスについては、平均顧客数は堅調に増加しておりますが、売上高は大幅な減少となっております。売上高の減少要因としましては、第31期事業年度において計上したスポット受注が当事業年度には計上されなかったこと等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、資金の手許流動性や財務健全性を考慮したうえで、原則として自己資金を財源とする方針に基づき事業運営、設備投資を実施しております。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の財政状態及び経営成績の分析については、前記「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」及び「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因としては、新規住宅及び既存住宅の流通動向や不動産会社の販売促進活動の動向等があります。また、「2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業内容や外部環境、事業体制等、様々なリスク要因が当社の経営成績等に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

経営者の問題意識と今後の方針

当社が今後更なる成長を遂げるために、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載している課題に対処することが重要であると認識しております。そのため、当社の経営成績等に重要な影響を与える要因に対応すべく、当社では新規住宅及び既存住宅を含めた不動産全体の市場動向を鑑みて、顧客のニーズに合わせたサービスを開発・提供していく方針であります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社は、顧客に対して新たな価値を提供するための新サービスの開発のために、自社において研究開発を行っております。

なお、当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当社の主たる研究開発活動は以下のとおりです。

マンションバリュー開発

当社が所有する不動産データを元に、すでにマンションを購入しているマンションオーナーに対して情報提供を行っていくサービスを開発しております。

データダウンロードサービス開発

不動産仲介事業者向けに、サービス内で物件を選択し、トレース図面、物件写真等をダウンロードできるサービスを開発しております。

マクロサマリ開発

当社が保有している大量のデータから集計及び解析等を行い、広域かつ長期間にわたる不動産マーケットの動向を把握することができるサービスを開発しております。

RealnetAPI開発

当社のデータベースを顧客のシステムと連携してスピーディなデータ提供が行えるようにするためのAPIを新たに開発いたしました。

以上の結果、当事業年度の研究開発費の総額は64,575千円となっております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における当社の設備投資は、主にサマリネットの主力サービスであるマンションサマリのクライアントサーバ型システムからSaaS型システムへの移行のための開発費用等、総額122,833千円の投資を行いました。

また、当事業年度において重要な設備の除却または売却はありません。

なお、当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っていません。

2 【主要な設備の状況】

2023年2月28日現在

| 事業所名 (所在地) | セグメントの名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | 従業員数 (人) | |
|-----------------------------|-------------------------|-------|----------|---------------|-------|------------|-----|-------------|------------|
| | | | 建物 | 工具、器具 及び備品 | リース資産 | ソフト ウェア | その他 | | 合計 |
| 本社 (東京都 新宿区) | 不動産マーケティング ソリューション事業 | 本社機能 | 2,557 | 1,227 | 1,344 | 119,211 | 384 | 124,725 | 45 (12) |
| 関西支社 (大阪府 大阪市 北区) | 不動産マーケティング ソリューション事業 | 支社機能 | 0 | - | - | - | - | 0 | 6 (3) |
| 東海支社 (愛知県 名古屋市 中区) | 不動産マーケティング ソリューション事業 | 支社機能 | - | - | - | - | - | - | 4 (1) |

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. ソフトウェアの帳簿価額にはソフトウェア仮勘定の金額は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち、「その他」は、商標権、電話加入権であります。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
5. 本社及び各支社の建物を賃借しております。年間賃借料は下記の通りであります。
- | | |
|------|----------|
| 本社 | 40,456千円 |
| 関西支社 | 2,750千円 |
| 東海支社 | 1,612千円 |

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 投資予定金額 | | 資金調達 方法 | 着手及び完了予定年月 | | 完成後の 増加能力 |
|----------------|-----------------|------------|---------------|--------------|------------|---------|--------------|
| | | 総額 (千円) | 既支払金額 (千円) | | 着手 | 完了 | |
| 本社 (東京都新宿区) | ソフトウェア (注) 1 | 103,703 | 6,183 | 増資資金 自己資金 | 2023年3月 | 2024年2月 | (注) 2 |

- (注) 1. 不動産マーケティングシステムに係るソフトウェアであります。
2. 完成後の増加能力については、係数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
3. 当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 9,600,000 |
| 計 | 9,600,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在 発行数(株) (2023年2月28日) | 提出日現在 発行数(株) (2023年5月30日) | 上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|--|
| 普通株式 | 2,744,000 | 2,744,000 | 東京証券取引所グロース | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 2,744,000 | 2,744,000 | | |

(注) 1 . 2022年3月1日から2023年2月28日までの新株予約権の行使により、発行済株式の総数は9,000株増加しております。

2 . 「提出日現在発行数」欄には、2023年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第5回新株予約権

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2018年12月20日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 2 従業員 48 |
| 新株予約権の数(個) | 1,106 [1,045] |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 110,600 [104,500] (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 450 (注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2020年12月21日 至 2028年12月20日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 450 資本組入額 225 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

当事業年度の末日(2023年2月28日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日現在では100株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く)には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。さらに、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができる。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、参与又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了又は辞任による退任及び定年退職又は転籍の場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(3) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。

(4) 新株予約権の行使期間のほか、以下の定めに従って、割当新株予約権の全部又は一部を行使するものとする。ただし、取締役会の決議により、本期間区分によらない割当新株予約権の行使を認めることができるものとする。

権利行使期間の開始日(当該日を含む。)より1年間は、割当新株予約権個数の1/3まで新株予約権を行使することができるものとする。

上記で定める期間が経過した日より1年間は、割当新株予約権個数の2/3まで(ただし、上記で行使されたものを含む。)新株予約権を行使することができるものとする。

上記に定める期間が経過した日より以降は、割当新株予約権の全て(ただし、上記及びで行使されたものを除く。)を行使することができるものとする。

上記、の計算の結果、新株予約権に1個未満の端数が生じる場合は、小数点第1位以下を切り上げるものとする。

4. 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会において承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権の割当を受けた者が、上記「3. 新株予約権の行使条件」(2)又は(3)により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記「3. 新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記「4. 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

6. 2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月2日付で当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

| | |
|--|--|
| 決議年月日 | 2019年2月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 1 従業員 3 |
| 新株予約権の数(個) | 4 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 400 (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 450 (注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2021年2月26日 至 2029年2月25日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 450 資本組入額 225 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

当事業年度の末日(2023年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年4月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日現在では100株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く)には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。さらに、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができる。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、参与又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了又は辞任による退任及び定年退職又は転籍の場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(3) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。

(4) 新株予約権の行使期間のほか、以下の定めに従って、割当新株予約権の全部又は一部を行使するものとする。ただし、取締役会の決議により、本期間区分によらない割当新株予約権の行使を認めることができるものとする。

権利行使期間の開始日(当該日を含む。)より1年間は、割当新株予約権個数の1/3まで新株予約権を行使することができるものとする。

上記で定める期間が経過した日より1年間は、割当新株予約権個数の2/3まで(ただし、上記で行使されたものを含む。)新株予約権を行使することができるものとする。

上記に定める期間が経過した日より以降は、割当新株予約権の全て(ただし、上記及びで行使されたものを除く。)を行使することができるものとする。

上記、の計算の結果、新株予約権に1個未満の端数が生じる場合は、小数点第1位以下を切り上げるものとする。

4. 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会において承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権の割当を受けた者が、上記「3. 新株予約権の行使条件」(2)又は(3)により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記「3. 新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記「4. 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

6. 2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月2日付で当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2021年1月29日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 2 従業員 16 |
| 新株予約権の数(個) | 137 [134] |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 13,700 [13,400] (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 750 (注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2023年1月30日 至 2031年1月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 750 資本組入額 375 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

当事業年度の末日(2023年2月28日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日現在では100株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決

議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記「3. 新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記「4. 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

6. 2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月2日付で当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2021年6月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 従業員 2 |
| 新株予約権の数(個) | 6 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 600 (注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 760 (注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2023年7月1日 至 2031年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 760 資本組入額 380 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議の承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

当事業年度の末日(2023年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年4月30日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日現在では100株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- (2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記「3. 新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記「4. 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

6. 2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月2日付で当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総数 残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|-------------------------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2021年11月2日 (注)1 | 2,376,000 | 2,400,000 | - | 45,400 | - | 10,000 |
| 2022年2月24日 (注)2 | 335,000 | 2,735,000 | 195,707 | 241,107 | 195,707 | 205,707 |
| 2022年10月18日～ 2022年10月19日 (注)3 | 9,000 | 2,744,000 | 2,025 | 243,132 | 2,025 | 207,732 |

(注)1. 株式分割(1:100)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,270円

引受価額 1,168.40円

資本組入額 584.20円

3. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2023年2月28日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | 計 | 単元未満株 式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|------|--------------|------------|-------|------|--------|--------|----------------------|
| | 政府及び地 方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取 引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | 1 | 19 | 20 | 12 | 3 | 1,524 | 1,579 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | 69 | 614 | 6,996 | 607 | 3 | 19,141 | 27,430 | 1,000 |
| 所有株式数の 割合(%) | - | 0.25 | 2.24 | 25.50 | 2.21 | 0.01 | 69.78 | 100 | - |

(注)自己株式99,600株は、「個人その他」に996単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年2月28日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|--|--|--------------|---|
| 陣 隆浩 | 東京都新宿区 | 1,105,000 | 41.78 |
| 株式会社JINX | 東京都新宿区西新宿6-15- 1 | 555,000 | 20.98 |
| 森山 一郎 | 東京都品川区 | 110,000 | 4.15 |
| 株式会社GA technologies | 東京都港区六本木3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー40階 | 80,000 | 3.02 |
| 伊藤 修一 | 東京都武蔵野市 | 78,000 | 2.94 |
| アットホームホールディングス 株式会社 | 東京都大田区西六郷4-34-12 | 60,000 | 2.26 |
| 大寺 利幸 | 東京都江東区 | 40,000 | 1.51 |
| 中嶋 康彦 | 東京都豊島区 | 30,500 | 1.15 |
| 島田 佳明 | 東京都中野区 | 30,000 | 1.13 |
| JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) | BAHNHOFSTRASSE 45 ZU RICH SWITZERLAND 809 8 (東京都千代田区丸の内2-7-1) | 24,600 | 0.93 |
| 計 | | 2,113,100 | 79.85 |

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年2月28日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------------|----------|--|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 99,600 | - | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 2,643,400 | 26,434 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 1,000 | - | - |
| 発行済株式総数 | 2,744,000 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 26,434 | - |

【自己株式等】

2023年2月28日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数(株) | 他人名義所有 株式数(株) | 所有株式数の 合計(株) | 発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%) |
|----------------------------|----------------------|------------------|------------------|-----------------|--------------------------------|
| 株式会社マーキュリー リアルテックイノベーター | 東京都新宿区西新宿 二丁目6番1号 | 99,600 | - | 99,600 | 3.62 |
| 計 | - | 99,600 | - | 99,600 | 3.62 |

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|---|--------|------------|
| 取締役会(2022年4月14日)での決議状況 (取得期間 2022年5月16日～2022年10月31日) | 45,000 | 57,150,000 |
| 当事業年度前における取得株式 | - | - |
| 当事業年度における取得自己株式 | 45,000 | 54,080,800 |
| 残存決議株式の総数及び価額の総額 | - | - |
| 当事業年度の末日現在の未行使割合(%) | - | - |
| 当期間における取得自己株式 | - | - |
| 提出日現在の未行使割合(%) | - | - |

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|--|--------|------------|
| 取締役会(2023年1月26日)での決議状況 (取得日 2023年1月27日) | 55,000 | 42,900,000 |
| 当事業年度前における取得株式 | - | - |
| 当事業年度における取得自己株式 | 50,000 | 39,000,000 |
| 残存決議株式の総数及び価額の総額 | - | - |
| 当事業年度の末日現在の未行使割合(%) | - | - |
| 当期間における取得自己株式 | - | - |
| 提出日現在の未行使割合(%) | - | - |

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|----------------------------------|------------|----------------|------------|----------------|
| | 株式数 (株) | 処分価額の総額 (円) | 株式数 (株) | 処分価額の総額 (円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| 合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | - | - | - | - |
| その他 (ストックオプションの権利行使) | 5,400 | 4,947 | 6,100 | 5,471 |
| 保有自己株式数 | 99,600 | 4,947 | 93,500 | 5,471 |

(注) 当期間におけるその他(ストックオプションの権利行使)には、2023年5月1日から有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の安定に向けた財務体質の強化及び事業成長に向けた投資のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としておりますが、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全化、透明性及びコンプライアンスを高めて社会的信頼に添えていくことが、持続的な成長には不可欠であると考えております。その結果が、企業価値を向上させ、株主や債権者、従業員など企業を取り巻くさまざまなステークホルダーへの利益還元につながるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ.企業統治体制の概要

当社は、取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実に図ること、また、機動的かつ実効的な監督が、更なる企業価値向上につながるものと判断し、2023年5月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

a.取締役会

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役4名（うち社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されており、取締役会は原則として毎月1回開催の定時取締役会に加え、決議を要する重要案件が発生した際には臨時取締役会を開催しております。

議長：代表取締役社長 陣隆浩

構成員：監査等委員以外の取締役 大寺利幸、河村隆博、樺島弘明（社外取締役）

監査等委員である取締役 伊藤修一、齊藤悟志、呉田将史（すべて社外取締役）

b.監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名の計3名（すべて社外取締役）で構成されております。監査等委員会では、監査方針・監査計画を策定し、各監査等委員は当該計画に従って取締役会での議決権行使を通じて監査しております。原則として監査等委員会は毎月1回、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催しております。また、内部監査室及び会計監査人とも密に連携し、監査の実効性の向上に努めております。

議長：常勤の監査等委員 伊藤修一

構成員：非常勤監査等委員 齊藤悟志、呉田将史

c.リスク・コンプライアンス管理委員会

当社は、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底及びリスク管理が必要不可欠であると考え、コンプライアンス違反や重大な事故を未然に防止する計画立案と共に、コンプライアンス遵守及びリスク管理の推進体制のため「コンプライアンス規程」、「リスク・コンプライアンス管理委員会規程」を制定し、リスク・コンプライアンス管理委員会を設置しております。

リスク・コンプライアンス管理委員会は、代表取締役社長 陣隆浩を委員長に、取締役 大寺利幸、取締役 河村隆博、各本部長、総務人事長、内部監査室長、インフラ開発部長及び情報セキュリティ事務局長を委員に選任し四半期毎に開催しております。リスク・コンプライアンス管理委員会においてはリスク及びコンプライアンスの状況について把握するとともに、その取組みを推進しております。なお、リスク・コンプライアンス管理委員会には、常勤監査等委員 伊藤修一（社外取締役）がオブザーバーとして参加しております。

d.内部監査

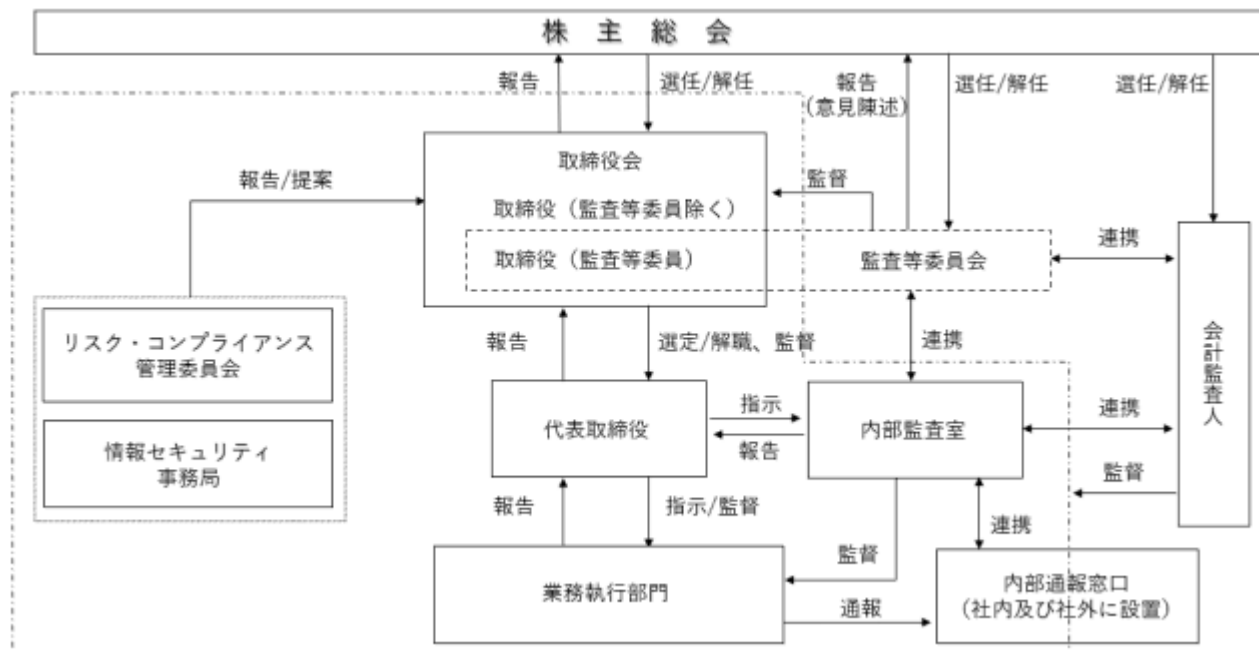
当社は、業務運営及び財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、脱漏、不正等の防止に役立て、経営の合理化及び効率の向上に寄与するため「内部監査規程」を制定しております。

内部監査は代表取締役社長の承認により指名された内部監査室長が年間の内部監査計画に従い、全部署に対して、法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告した上で、被監査部門に対して改善を指示し、期末日までに改善状況を確認しております。また、内部監査室は監査等委員会及び会計監査人と定期的に情報交換を実施しております。

e. 会計監査

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人より適時適切な監査が実施されております。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると、以下の通りとなります。



ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、当社事業に精通した取締役会において経営の基本方針や重要な業務の執行を決定し、社外取締役3名にて構成されている監査等委員会が取締役会での意思決定の妥当性を確認するとともに、常勤監査等委員が重要な社内会議に毎月出席することにより取締役の業務執行を監査することでコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることが可能となると考え、監査等委員会設置会社の機関設計を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行い、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下の通りであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会は、全社的な内部統制システムの整備に関する基本方針を決定及び適切に運用し、それに従い職務執行しているかを監督します。
- (b) 内部監査及び監査等委員会監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認します。
- (c) 内部通報規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置するとともに、通報者等の保護を徹底します。
- (d) 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にします。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報または文書は、法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき適切に保存及び管理します。
- (b) 情報の管理については、情報セキュリティマネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステムの規格に基づき適切に管理します。
- (c) 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとします。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「リスク管理規程」に必要な条項を定め、リスク管理体制を構築・整備・運用します。万一重大な事案が発生した場合は、損失または不利益を最小化するため適切な措置を講じます。
- (b) 内部監査室は、各部署のリスク管理の状況が適切であるかを随時モニタリング及びレビューし、代表取締役へ報告します。

d. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保し、チェック機能の強化と業務執行の効率化を図ります。
- (b) 取締役会において、中期経営計画及び年度予算を策定し、各部署において達成すべき目標を明確化するとともに、経営環境の変化に機敏に対応しつつ連携を保つため、必要な情報を全社的に共有する環境を整備します。
- (c) 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役並びに執行役員の業務執行状況の監督を行います。

e. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (a) 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していませんが、取締役会は監査等委員会と必要に応じて協議し当該使用人を配置します。
- (b) 補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮及び評価権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとします。

f. 監査等委員会補助人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査等委員会補助人は、監査等委員会の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとします。
- (b) 当該監査等委員会補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得たうえで行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとします。

g. 監査等委員会補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会補助人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に周知徹底します。

h. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて適時・適切に監査等委員である取締役または監査等委員会と情報を共有します。
- (b) 重要な稟議書は監査等委員である取締役が閲覧可能な状態となるよう情報共有を行います。
- (c) 監査等委員である取締役への報告を行った者に対し、報告したことを理由とする一切の不利な取扱いを禁止します。

i. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、監査等委員会監査等基準に基づき精算処理を行います。

j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、業務の執行状況を常に把握できる体制とします。
- (b) 内部監査室及び監査法人との定期的な連絡会として三様監査会議を設けて連携と情報共有を深め、実効的かつ効率的な監査が行えるようにします。

k. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進します。
- (b) 内部統制が有効に機能する体制構築を進め、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理します。
- (c) 金融商品取引法等の関連法令との適合性を十分考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行います。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制」を以下のとおり定め、社内研修等を通して当社役員に対して周知徹底に努めております。

社会秩序や企業の健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織全体として毅然とした姿勢で臨む体制を整備します。

反社会的勢力に対する基本方針を以下のとおり定め、これを遵守します。

- (a) 反社会的勢力とは、取引その他一切の関係を遮断します。
- (b) 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
- (c) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から弁護士等外部専門機関との連携を図ります。
- (d) 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然とした法的対応を行います。
- (e) いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引や、反社会的勢力への資金提供は行いません。

また、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力調査マニュアル」を制定し、コーポレート本部管理部を主管部門とした体制を整備するとともに、反社会的勢力の調査を徹底することで、反社会的勢力との関わりを未然に防止しております。

八. リスク管理体制の整備の状況

当社は、各部門からの情報収集をもとに、リスク・コンプライアンス管理委員会等を通じてリスク情報を共有することにより、リスクの顕在化の未然防止に努めております。また、不祥事を未然に防止するために内部通報制度を設け、社内及び社外に内部通報窓口を設置することで、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止に努めております。さらに、重大なリスクの発生可能性を認識した場合には、必要に応じて外部の専門家に照会を行ったうえで対処するとともに、取締役会及び監査等委員会に報告し、その対応策について協議することとしております。

その他

イ. 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議は、株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票に抛らないものとする旨を定款に定めております。

ロ. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

八. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

二. 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令が規定する額を賠償責任の限度額とする内容の責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。

社外取締役 樺島弘明は、当社との間で当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。

また、会社法第427条第1項の規定により、監査等委員である取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令が規定する額を賠償責任の限度額とする内容の責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。

監査等委員である社外取締役 伊藤修一、齊藤悟志及び呉田将史は、当社との間で当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。

これは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査等委員会が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

ホ. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結いたしました。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。

当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しており

ます。

なお、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為などに起因する損害賠償請求等は補填の対象外とされており、役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

へ. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ト. 中間配当

当社は、株主への機動的な配当を可能とするため会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

チ. 自己株式の取得

当社は、機動的に自己株式の取得を行うことを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためのものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (株) |
|---------------------------|-------|--------------|---|---|------|-------------------|
| 代表取締役社長 | 陣 隆浩 | 1966年11月28日生 | 1986年4月 1987年4月 1992年3月 1993年9月 1996年9月 2000年2月 2003年3月 2014年1月 | 株式会社明和住販(現 株式会社明和)入社 株式会社オリエント住販入社 株式会社東京都開発入社 株式会社アルファブランナー入社 株式会社デジタルウェア入社 株式会社エクス取締役 当社代表取締役(現任) 株式会社JINX代表取締役(現任) | (注)3 | 1,660,000 (注)5 |
| 取締役 事業部門担当 | 大寺 利幸 | 1974年10月14日生 | 1998年4月 1999年6月 1999年10月 2008年9月 2009年9月 2010年6月 2011年8月 2021年3月 2023年3月 | 株式会社デジタルウェア入社 株式会社ビジネスポートシステムズ入社 株式会社オフィス・キャスター(現 当社)入社 当社ソリューション事業本部副本部長 当社ソリューション本部長 当社執行役員ソリューション本部長 当社取締役ソリューション本部長 当社取締役事業推進本部長 当社取締役事業部門担当(現任) | (注)3 | 40,000 |
| 取締役 コーポレート本部長 兼経理部長 | 河村 隆博 | 1969年10月2日生 | 1992年4月 1993年4月 1996年5月 1997年8月 1999年11月 2000年7月 2006年6月 2009年3月 2015年2月 2015年4月 2019年1月 2019年2月 2019年5月 2022年9月 | 株式会社日本能率協会コンサルティング入社 株式会社セノン入社 株式会社ソフマップ入社 セブンデータシステムズ株式会社入社 株式会社アプリックス入社 高千穂電気株式会社(現 エレマテック株式会社)入社 株式会社ムゲンエステート入社 株式会社インフォセック入社 株式会社ムゲンエステート入社 株式会社ムゲンエステート管理本部部长 当社入社コーポレート本部長 当社執行役員コーポレート本部長 当社取締役コーポレート本部長兼経理部長 当社取締役コーポレート本部長兼経理部長(現任) | (注)3 | 2,000 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------------------------|-------|--------------|---|-------|--------------|
| 取締役 (注) 2 | 樺島 弘明 | 1975年10月26日生 | <p>1998年 4月 アイエヌジー生命保険株式会社(現 エヌエヌ生命保険株式会社)入社</p> <p>2000年 7月 株式会社IQ3入社</p> <p>2001年 6月 株式会社ラーニング・テクノロジー・コンサルティング入社</p> <p>2002年 3月 株式会社エル・ティー・ソリューションズ(現 株式会社エル・ティー・エス)設立</p> <p>2002年12月 同社代表取締役社長</p> <p>2019年 4月 株式会社オフィスバンク社外取締役(現任)</p> <p>2019年 8月 株式会社アサインナビ(現 株式会社エル・ティー・エス リンク)代表取締役社長</p> <p>2019年10月 株式会社フィックスターズ社外取締役(現任)</p> <p>2020年 1月 株式会社エル・ティー・ソリューションズ(現 株式会社エル・ティー・エス)代表取締役CEO</p> <p>2022年 1月 同社代表取締役CEOグループ内部監査室担当(現任)</p> <p>2022年10月 株式会社エル・ティー・エス リンク取締役(現任)</p> <p>2023年 5月 当社取締役(現任)</p> | (注) 3 | - |
| 取締役 (監査等委員) (注) 2 | 伊藤 修一 | 1965年 8月 7日生 | <p>1989年 4月 株式会社ポーラ化粧品入社</p> <p>1992年 7月 株式会社流通技術研究所入社</p> <p>1997年 2月 株式会社グローバル・コンサルティング・グループ設立取締役</p> <p>1998年 6月 朝日アーサーアンダーセン株式会社(現:PwC コンサルティング合同会社)入社</p> <p>2002年 2月 株式会社サイバーブレインズ(現 楽天インサイト株式会社)設立代表取締役</p> <p>2006年 6月 メディカル・コミュニケーションズ株式会社設立代表取締役会長</p> <p>2006年10月 株式会社さきがけインベストメント・アンド・コンサルティング設立 代表取締役</p> <p>2009年 7月 メタル・アンド・テクノロジー株式会社設立 代表取締役</p> <p>2012年 4月 株式会社サイバーテック社外取締役(現任)</p> <p>2013年 9月 当社監査役</p> <p>2021年 5月 メディカル・コミュニケーションズ株式会社取締役(現任)</p> <p>2023年 5月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p> | (注) 4 | 78,000 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (株) |
|------------------------|-------|-------------|----------|---------------------------------------|------|--------------|
| 取締役 (監査等委員) (注)2 | 齊藤 悟志 | 1971年6月25日生 | 2001年10月 | 中央青山監査法人入所 | (注)4 | - |
| | | | 2004年4月 | 公認会計士登録 | | |
| | | | 2007年7月 | 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 | | |
| | | | 2009年10月 | 内閣府行政刷新会議事務局入局 | | |
| | | | 2011年7月 | 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 | | |
| | | | 2015年9月 | 齊藤悟志公認会計士事務所代表(現任) | | |
| | | | 2017年9月 | 中小企業診断士登録 | | |
| | | | 2018年5月 | 当社取締役 | | |
| | | | 2019年11月 | GYRO HOLDINGS株式会社監査役 | | |
| | | | 2020年8月 | 株式会社ラストワンマイル経営企画室長 | | |
| | | | 2021年11月 | GYRO HOLDINGS株式会社執行役員 (現任) | | |
| | | | 2022年3月 | 株式会社rYojbaba取締役(現任) | | |
| | | | 2022年6月 | 一般社団法人日本ウェルネス漢方協会監事(現任) | | |
| | | | 2023年5月 | 当社取締役(監査等委員)(現任) | | |
| 取締役 (監査等委員) (注)2 | 呉田 将史 | 1986年1月19日生 | 2007年12月 | 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 | (注)4 | - |
| | | | 2010年8月 | 公認会計士開業登録 | | |
| | | | 2016年7月 | SMBC日興証券株式会社出向 | | |
| | | | 2018年7月 | EY新日本有限責任監査法人出向帰任 | | |
| | | | 2019年3月 | 呉田公認会計士事務所開業(現任) | | |
| | | | 2020年7月 | ESネクスト監査法人(現 ESネクスト有限責任監査法人)設立代表パートナー | | |
| | | | 2021年3月 | 株式会社Techouse監査役(現任) | | |
| | | | 2021年5月 | 当社監査役 | | |
| | | | 2022年2月 | ESネクスト有限責任監査法人パートナー(現任) | | |
| | | | 2022年4月 | 株式会社バイオフィリア監査役(現任) | | |
| | | | 2023年5月 | 当社取締役(監査等委員)(現任) | | |
| 計 | | | | | | 1,780,000 |

(注)1. 2023年5月30日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

2. 取締役 樺島弘明、伊藤修一、齊藤悟志、呉田将史は、社外取締役であります。
3. 2024年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2025年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 代表取締役社長 陣隆浩の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社JINXが所有する株式数を含んであります。

社外役員の状況

当社は社外取締役は4名(うち監査等委員は3名)を選任しております。

社外取締役及び監査等委員である社外取締役は、監督機能の強化または監査機能の強化のため、当社にとって重要な位置づけと考えております。社外取締役及び監査等委員である社外取締役は議決権を有する取締役会の一員として、審議及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めており、また、取締役会における発言は、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献しております。

社外取締役樺島弘明氏は、2002年に株式会社エル・ティー・ソリューションズ(現 株式会社エル・ティー・エス)を設立し、長年にわたり経営者として会社を成長させてこられました。その豊富な経験と知識を、当社の持続的な企業価値向上に貢献いただけると判断し、選任しております。なお、当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その

他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役伊藤修一氏は、長年に亘り事業会社において取締役として業務執行及び経営視点での豊富な実務経験を有しており、客観的・中立的な監査業務が期待されることから、選任しております。同氏は、当社の株式78,000株を所有しております。なお、当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役齊藤悟志氏は、公認会計士の資格を有しており、経営、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、独立かつ客観的な経営の監督を行っていただけるものと判断し、選任しております。同氏は、当社の新株予約権78個(7,800株相当)を所有しております。なお、当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役呉田将史氏は、公認会計士の資格を有しており、また証券会社及びコンサルタントとしての豊富な実務経験により当社の経営管理体制の一層の充実に寄与することが期待されると判断し、選任しております。なお、当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役及び監査等委員である社外取締役の独立性に関して、特段の基準や方針を定めておりませんが、独立性については株式会社東京証券取引所が定める基準を参考としており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び監査等委員である社外取締役を選任しております。そのため、経営の独立性を確保していると認識しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である取締役を除く社外取締役は、取締役会を通じて業績の進捗状況、内部監査及び会計監査の状況並びに結果等を把握し、必要に応じて業務執行取締役に対して説明を求めること等により、経営監督機能としての役割を担っております。

監査等委員である社外取締役は、期初に定めた監査等委員会監査計画に基づき監査等委員会監査を実施するとともに、取締役会及び監査等委員会を通じて監査等委員会監査、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより取締役の業務執行の遵法性確保及びコーポレート・ガバナンスの向上に貢献しております。

内部監査室は、監査等委員会と連携を図りながら各部門に対して法令及び社内規程に則り業務監査を実施し、社長及び監査等委員会にその結果を報告しております。また、内部監査室と監査等委員である取締役は「内部通報規程」に定める内部通報窓口であることから、それぞれの監査結果等を踏まえたコンプライアンス向上のための施策について意見交換を行い連携しております。

内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は、四半期毎に面談を実施することにより、監査実施内容や評価結果等の共有を行い連携しております。また、社外取締役及び監査等委員である社外取締役は、取締役会を通じた意見交換のほか、四半期毎に社外取締役と監査等委員である社外取締役による情報交換会を開催することで連携しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、2023年5月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行等を目的とする定款変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社の監査等委員会は、1名の常勤監査等委員及び2名の非常勤監査等委員（すべて社外取締役）の3名で構成されております。

当社では監査等委員会を原則毎月1回定期開催するほか、その他必要に応じて臨時監査等委員会を開催いたします。各監査等委員は、それぞれの専門的な立場において豊富な経験と高い見識を有しており、内部統制システムを活用した監査・監督を実施し、重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べます。また、各監査等委員は、必要な情報の収集や調査を内部監査室と連携し、内部監査室が収集した情報や調査の結果を監査等委員会に提示することにより、監査の実効性を確保いたします。

なお、監査等委員である齊藤悟志、呉田将史の両名は、公認会計士の資格を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。こうした専門的な知見を当社の監査等委員会監査に活かしていただいております。

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役3名（すべて社外監査役）にて実施しており、監査役監査計画に則り、取締役会及びその他の会議への出席や、重要書類を閲覧し、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査するほか、定期的に業務執行取締役との意見交換及び内部監査担当との情報交換を実施することで、業務執行取締役の職務執行を不足なく監査できる体制を確保しております。

当社は監査役会を原則月1回開催しており、当事業年度における個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。なお、社外監査役中澤礼（戸籍名：林礼）は2023年5月30日開催の定時株主総会をもって退任しております。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|-------------------|------|------|
| 伊藤 修一 | 13回 | 13回 |
| 呉田 将史 | 13回 | 12回 |
| 中澤 礼 (戸籍名：林 礼) | 13回 | 13回 |

監査役会での主な検討事項は、内部統制の整備・運用状況の確認、取締役会議案についての妥当性の検証及び月次予算実績管理状況の確認等であります。また、監査役会では重点監査項目として、

- イ. 組織・制度及び規程類の整備・運用状況
- ロ. 取締役による内部統制システムの構築・運用状況
- ハ. コンプライアンス及びリスク管理体制の構築・運用状況

を設定し、監査役会においてそれぞれの監査の状況報告とともに協議を実施しております。監査役会での意見交換及び協議の結果、取締役に対して意見具申が必要と認められる場合には遅滞なく意見表明を行い、取締役に対しては正または改善を求めています。イ.については社内規程類の整備・運用状況の確認実施、ロ.については稟議起案・決裁状況を監査するとともに稟議制度の改善提案等の具申を実施、ハ.についてはリスク・コンプライアンス管理委員会への参加及びハラスメント防止のための社内アンケートとハラスメント防止研修実施の提案を行っております。

常勤監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、業務監査全般、会計監査全般及び日常的な監査活動を実施しております。具体的な活動としては、取締役及び本部長・内部監査担当等の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めること、取締役会及び重要な社内会議（本部長会、リスク・コンプライアンス管理委員会、キックオフミーティング等）に出席し業務執行状況を確認すること、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し業務及び財産の管理状況を調査することなどを行っております。会計監査人とのコミュニケーション窓口として、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人が適正な監査を実施しているかを監視及び検証しております。また、内部監査担当が実施する内部監査の結果を共有し、実効性のある監査役監査の実施に努めております。

なお、社外監査役呉田将史は、公認会計士の資格を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査役中澤礼（戸籍名：林礼）は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。こうした専門的な知見を当社の監査役監査に活かしていただいております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、当社が比較的小規模の会社・組織であることから、社長直轄の内部監査室（1名）が、組織、制度及び業務の運営が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に実施されているか否かを検証、評価することにより、経営管理の諸情報の正確性を確保し、業務活動の正常な運営と改善向上を図ることを目的として実施しております。内部監査は実施しております。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき社長が承認した内部監査計画書に基づき内部監査を実施し、内部監査結果を代表取締役社長に報告し、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

内部監査室は、監査等委員会と意見交換、情報の共有により連携を深め、追加で調査する必要と認められる案件、迅速に処理すべき案件等を見極め合理的な監査に努めております。また、監査法人に対しても、監査等委員会を含めた三者間で四半期毎に会合を開催し、課題・改善事項等の情報共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

2020年2月期以降4年間

ハ．業務を執行した公認会計士

山本秀仁、栗野正成

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名、その他 6名

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、監査等委員会監査基準において、監査法人の選任等の手続を定めており、取締役から監査法人等の選定、任意監査の範囲、報酬、その他重要な契約内容を決定するための方針について、あらかじめ説明を受けた上で、取締役及び監査法人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて、確認しております。監査等委員会がEY新日本有限責任監査法人を監査法人として選定した理由は、会計監査を適正に行うために必要な品質管理、監査体制、独立性及び専門性等を総合的に検討した結果、適任と判断したためです。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する監査法人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

ヘ．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査等委員監査基準において監査法人を適切に評価するための基準を定めております。当該基準に基づいて、監査法人の品質管理体制、監査法人の独立性・専門性、監査報酬等の適切性、監査等委員等とのコミュニケーションを通じた監査の遂行状況（従前の事業年度における監査の遂行状況を含む。）、取締役及び社内関係部署から報告等を、総合的に評価した結果、再任が適当であると判断しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

| 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 27,000 | 2,500 | 27,000 | - |

（注）前事業年度の非監査業務の内容は、株式上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ．を除く）

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

監査法人に対する報酬の決定に関する方針は、監査計画に基づく監査報酬の見積り内容（監査業務に係る人数や日数等）を確認し、監査等委員会の同意を得て決定しております。

ホ．監査等委員会が監査法人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、監査等委員会監査基準に基づき取締役及び監査法人等から必要な資料を入手しかつ報告を受け、監査法人の報酬等の額、報酬見積りの算定根拠、監査担当者その他監査契約の内容について確認の上、会社法第399条第1項の同意をしております。監査等委員会が監査法人の報酬等に同意した理由は、上記事項を検討し総合的に判断した結果、妥当と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2022年4月14日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能し、取締役の意欲をより高め、かつ役位・職責に応じ、業績貢献度や経営状況も総合的に勘案したうえで、適切で公正なバランスの取れたものとするを基本方針としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員及び監査等委員である取締役全員のそれぞれ報酬総額の限度額を決定しており、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額及び各監査等委員である取締役の報酬額は、それぞれ取締役会及び監査等委員会の協議により決定しております。なお、現在は固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。

また、監査等委員会設置会社へ移行する前の取締役の報酬限度額は、2021年10月29日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内で決議しております。当該臨時株主総会終結時の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）です。監査役の報酬の限度額は、2021年10月29日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内で決議しております。当該臨時株主総会終結時の監査役員数は3名（うち社外監査役3名）です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年5月30日開催の定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役は100,000千円）で決議しております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、同定時株主総会において、年額50,000千円以内で決議しております。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|----------------|----------------|---------------|----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストック オプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 43,260 | 43,260 | - | - | - | 3 |
| 社外取締役 | 3,300 | 3,300 | - | - | - | 2 |
| 社外監査役 | 9,600 | 9,600 | - | - | - | 3 |

(注)上記には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の人員は、取締役4名（うち社外取締役1名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

報酬等の総額は1億円以上であるものの報酬の総額等

報酬の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

役員の報酬等の額の決定過程における取締役の活動内容

取締役の報酬等の額は、株主総会において承認された取締役の報酬総額の範囲内で、取締役会において各取締役の報酬額を決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

株式投資の区分の基準及び考え方

当社は、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式については、営業上の取引関係の維持・強化、業務提携関係の維持・発展を通じて当社の中長期的な企業価値向上に資する等、保有する合理性があると認める場合に限り、十分な精査を踏まえて適切な数の株式を保有することとしております。保有する政策投資株式については、今後、定期的に、取締役会にて保有の意義や経済合理性等を検証してまいります。その上で、合理性が認められない銘柄については適宜、当該企業との対話等を経て、縮減または売却する方針としております。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

| | 銘柄数 (銘柄) | 貸借対照表計上額の 合計額(千円) |
|-------|-------------|----------------------|
| 非上場株式 | 3 | 14,378 |

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

| 区分 | 当事業年度 | | 前事業年度 | |
|-------|-------------|----------------------|-------------|----------------------|
| | 銘柄数 (銘柄) | 貸借対照表計上額の 合計額(千円) | 銘柄数 (銘柄) | 貸借対照表計上額の 合計額(千円) |
| 非上場株式 | 1 | 1,000 | 1 | 1,000 |

| 区分 | 当事業年度 | | |
|-------|-------------------|------------------|------------------|
| | 受取配当金の 合計額(千円) | 売却損益の 合計額(千円) | 評価損益の 合計額(千円) |
| 非上場株式 | - | - | - |

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年3月1日から2023年2月28日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、専門的情報を有する団体等が行うセミナーに定期的に参加することなどにより積極的な情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2022年2月28日) | 当事業年度 (2023年2月28日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 631,377 | 479,721 |
| 売掛金 | 192,221 | 198,154 |
| 仕掛品 | 5,520 | |
| 原材料及び貯蔵品 | 95 | 17 |
| 前払費用 | 10,848 | 11,387 |
| その他 | 5,569 | 5,852 |
| 貸倒引当金 | 38 | 39 |
| 流動資産合計 | 845,595 | 695,095 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | 13,680 | 12,872 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 2,061 | 1,227 |
| リース資産（純額） | 2,684 | 1,344 |
| 土地 | 448 | 448 |
| 有形固定資産合計 | 1 18,875 | 1 15,893 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 86,185 | 119,211 |
| ソフトウェア仮勘定 | 16,848 | 49,219 |
| その他 | 384 | 384 |
| 無形固定資産合計 | 103,417 | 168,815 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 15,378 | 15,378 |
| 長期前払費用 | 337 | |
| 繰延税金資産 | 12,779 | 31,510 |
| その他 | 43,612 | 41,805 |
| 投資その他の資産合計 | 72,107 | 88,694 |
| 固定資産合計 | 194,400 | 273,402 |
| 資産合計 | 1,039,995 | 968,498 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2022年2月28日) | 当事業年度 (2023年2月28日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 69,541 | 75,146 |
| 短期借入金 | 40,000 | 30,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 26,900 | 12,000 |
| リース債務 | 1,366 | 1,098 |
| 未払金 | 34,969 | 22,268 |
| 未払費用 | 18,933 | 17,425 |
| 未払法人税等 | 54,109 | 44,659 |
| 未払消費税等 | 28,921 | 14,536 |
| 前受金 | 7,326 | |
| 前受収益 | 3,725 | |
| 契約負債 | | 1,239 |
| 預り金 | 6,437 | 7,107 |
| 賞与引当金 | 14,037 | 18,367 |
| その他 | | 33 |
| 流動負債合計 | 306,267 | 243,880 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 27,000 | 15,000 |
| リース債務 | 1,374 | 276 |
| その他 | 110 | 22 |
| 固定負債合計 | 28,485 | 15,298 |
| 負債合計 | 334,752 | 259,178 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 241,107 | 243,132 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 205,707 | 207,732 |
| 資本剰余金合計 | 205,707 | 207,732 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 257,987 | 347,839 |
| 利益剰余金合計 | 257,987 | 347,839 |
| 自己株式 | 1,250 | 89,383 |
| 株主資本合計 | 703,551 | 709,319 |
| 新株予約権 | 1,691 | |
| 純資産合計 | 705,242 | 709,319 |
| 負債純資産合計 | 1,039,995 | 968,498 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) | 当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 1 1,372,800 | 1 1,414,567 |
| 売上原価 | 658,008 | 745,466 |
| 売上総利益 | 714,792 | 669,101 |
| 販売費及び一般管理費 | 2、 3 511,366 | 2、 3 530,131 |
| 営業利益 | 203,425 | 138,969 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2 | 5 |
| 受取和解金 | 600 | 1,950 |
| 受取配当金 | 890 | 890 |
| 助成金収入 | 6,871 | |
| その他 | 319 | 41 |
| 営業外収益合計 | 8,683 | 2,886 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,626 | 163 |
| 上場関連費用 | 15,705 | |
| 自己株式取得費用 | | 404 |
| その他 | 756 | 16 |
| 営業外費用合計 | 18,087 | 584 |
| 経常利益 | 194,022 | 141,270 |
| 特別利益 | | |
| 新株予約権戻入益 | | 1,691 |
| 特別利益合計 | | 1,691 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 4 0 | 4 |
| 特別損失合計 | 0 | |
| 税引前当期純利益 | 194,022 | 142,962 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 58,809 | 69,324 |
| 法人税等調整額 | 4,143 | 18,731 |
| 法人税等合計 | 62,953 | 50,593 |
| 当期純利益 | 131,068 | 92,368 |

【製造原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) | | 当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) | |
|----------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 材料費 | | 2,174 | 0.3 | 1,991 | 0.3 |
| 労務費 | | 109,875 | 16.6 | 153,009 | 20.7 |
| 経費 | 1 | 548,106 | 83.0 | 584,945 | 79.1 |
| 当期製造費用 | | 660,157 | 100.0 | 739,946 | 100.0 |
| 期首仕掛品棚卸高 | | 3,371 | | 5,520 | |
| 合計 | | 663,528 | | 745,466 | |
| 期末仕掛品棚卸高 | | 5,520 | | - | |
| 売上原価 | | 658,008 | | 745,466 | |

原価計算の方法

個別原価計算を採用しております。

(注) 1 主な内訳は次の通りであります。

| 項目 | 前事業年度 (千円) | 当事業年度 (千円) |
|-------|---------------|---------------|
| 外注加工費 | 127,829 | 127,677 |
| 支払手数料 | 311,807 | 333,209 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 新株 予約権 | 純資産 合計 |
|-------------------------|---------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|-------|------------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本 合計 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 45,400 | 10,000 | 10,000 | 126,918 | 126,918 | 1,250 | 181,068 | 1,650 | 182,718 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 195,707 | 195,707 | 195,707 | | | | 391,414 | | 391,414 |
| 当期純利益 | | | | 131,068 | 131,068 | | 131,068 | | 131,068 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | 41 | 41 |
| 当期変動額合計 | 195,707 | 195,707 | 195,707 | 131,068 | 131,068 | - | 522,482 | 41 | 522,524 |
| 当期末残高 | 241,107 | 205,707 | 205,707 | 257,987 | 257,987 | 1,250 | 703,551 | 1,691 | 705,242 |

当事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 新株 予約権 | 純資産 合計 | |
|-------------------------|---------|---------|--------------|-------------|-----------------------------|---------|------------|-----------|-----------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本 合計 | | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | | | | | 利益剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 241,107 | 205,707 | - | 205,707 | 257,987 | 257,987 | 1,250 | 703,551 | 1,691 | 705,242 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 2,025 | 2,025 | | 2,025 | | | | 4,050 | | 4,050 |
| 当期純利益 | | | | | 92,368 | 92,368 | | 92,368 | | 92,368 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | 93,080 | 93,080 | | 93,080 |
| 自己株式の処分 | | | 2,517 | 2,517 | | | 4,947 | 2,430 | | 2,430 |
| 利益剰余金から資本剰余 金への振替 | | | 2,517 | 2,517 | 2,517 | 2,517 | | - | | - |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | 1,691 | 1,691 |
| 当期変動額合計 | 2,025 | 2,025 | - | 2,025 | 89,851 | 89,851 | 88,133 | 5,768 | 1,691 | 4,076 |
| 当期末残高 | 243,132 | 207,732 | - | 207,732 | 347,839 | 347,839 | 89,383 | 709,319 | - | 709,319 |

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) | 当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益 | 194,022 | 142,962 |
| 減価償却費 | 30,453 | 60,468 |
| 敷金償却費 | 1,383 | 1,383 |
| 上場関連費用 | 15,705 | |
| 新株予約権戻入益 | | 1,691 |
| 固定資産除却損 | 0 | |
| 助成金収入 | 6,871 | |
| 受取利息及び受取配当金 | 892 | 895 |
| 支払利息 | 1,626 | 163 |
| 売上債権の増減額（は増加） | 15,138 | 5,932 |
| 仕入債務の増減額（は減少） | 1,314 | 5,604 |
| 契約負債の増減額（は減少） | | 1,239 |
| その他 | 23,703 | 20,823 |
| 小計 | 245,306 | 182,477 |
| 利息及び配当金の受取額 | 710 | 712 |
| 助成金の受取額 | 9,071 | |
| 利息の支払額 | 997 | 110 |
| 法人税等の還付額 | 0 | |
| 法人税等の支払額 | 32,301 | 75,440 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 221,788 | 107,638 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 421 | 208 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 72,399 | 122,557 |
| 資産除去債務の履行による支出 | 8,133 | |
| 貸付金の貸付による支出 | | 2,000 |
| 貸付金の回収による収入 | | 1,950 |
| 保険積立金の解約による収入 | 8,000 | |
| 定期預金の払戻による収入 | 9,603 | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 63,351 | 122,815 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) | 当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) |
|-------------------------|--|--|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額（は減少） | 25,100 | 10,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | 157,030 | 26,900 |
| 社債の償還による支出 | 5,000 | |
| 株式の発行による収入 | 391,414 | 4,050 |
| 自己株式の取得による支出 | | 93,080 |
| 自己株式の処分による収入 | | 2,430 |
| 新株予約権の発行による収入 | 41 | |
| 上場関連費用の支出 | 4,092 | 11,612 |
| その他 | 2,238 | 1,366 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 248,194 | 136,479 |
| 現金及び現金同等物の増減額（は減少） | 406,632 | 151,656 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 224,745 | 631,377 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 631,377 | 479,721 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～39年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～10年 |

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

社員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する不動産マーケティングソリューション事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

また、取引の対価については履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(1) プラットフォーム

主として顧客との間に締結した役務提供契約に基づき役務・サービスの提供を行っており、時間の経過に応じて履行義務を充足することから、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

なお、サービス提供前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

(2) デジタルマーケティング

主として広告運用における役務の提供が履行義務であります。当該取引は、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、一定期間にわたって収益を認識しております。

(3) 受託開発

主として受託開発業務を行っており、顧客仕様に基づいたソフトウェア等の成果物を制作し引き渡す義務を負っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、顧客が成果物を検収した時点で収益を認識しております。

なお、サービス提供前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

(4) その他

当社のその他の契約に基づく役務提供については、それぞれの契約に応じて役務提供完了時点又は契約期間にわたり収益を認識しております。

また、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|--------|--------|--------|
| 繰延税金資産 | 12,779 | 31,510 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減できる範囲内で計上しております。

主要な仮定

将来の課税所得の算出は、事業計画を基礎とし、一時差異に係る税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率に基づいて繰延税金資産を計上しております。将来において解消が不確実であると考えられる一時差異については、評価性引当額として繰延税金資産を減額しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があることから、課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

・受託制作のソフトウェア開発

従来、受託制作のソフトウェア開発に関する収益認識は、進捗部分に成果の確実性が認められる契約については、進行基準を適用し、それ以外の契約については、完成基準を適用しておりました。当該会計基準の適用後は、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合を除き、一定の期間にわたり収益を認識する方法へ変更しました。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

・代理人取引

当社の役割が代理人に該当する取引において、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。なお、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ9,720千円減少しております。また、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益については増減はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、顧客から受け取った対価につきましては、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」の「前受金」「前受収益」に含めて表示しておりましたが、当事業年度より「契約負債」として表示することとしました。また、前事業年度のキャッシュフロー・計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示していた「前受金の増減額」「前受収益の増減額」の一部は、当事業年度より「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「契約負債による増減額」に含めて表示しております。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載を省略しています。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への

出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2024年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取和解金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた919千円は、「受取和解金」600千円及び「その他」319千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2022年2月28日) | 当事業年度 (2023年2月28日) |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| 減価償却累計額 | 14,957千円 | 18,147千円 |

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用の割合は前事業年度2.1%、当事業年度2.7%、一般管理費に属する費用の割合は前事業年度97.9%、当事業年度97.3%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) | 当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) |
|---------|--|--|
| 役員報酬 | 44,124千円 | 56,160千円 |
| 給与手当 | 210,833 | 180,459 |
| 業務委託手数料 | 52,919 | 5,382 |

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) | 当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) |
|--|--|--|
| | 9,942千円 | 64,575千円 |

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) | 当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) |
|--------|--|--|
| ソフトウェア | 0千円 | -千円 |
| 計 | 0 | - |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|-----------|----|-----------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(株) | 24,000 | 2,711,000 | - | 2,735,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(株) | 100 | 9,900 | - | 10,000 |

(注) 1. 2021年11月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、発行済株式数は2,376,000株、自己株式は9,900株それぞれ増加しております。

2. 2022年2月25日付で東京証券取引所マザーズへ新規上場したことに伴う公募増資により、発行済株式は335,000株増加しております。

2 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(千円) |
|-----------|------------|--------------|----|----|--------|--------------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| 第5回新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| 第6回新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| 第7回新株予約権 | - | - | - | - | - | 1,650 |
| 第8回新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| 第9回新株予約権 | - | - | - | - | - | 41 |
| 第10回新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | | - | - | - | - | 1,691 |

(注) 第9回及び第10回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|--------|-------|-----------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(株) | 2,735,000 | 9,000 | - | 2,744,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式(株) | 10,000 | 95,000 | 5,400 | 99,600 |

(注) 1. 発行済株式数の増加9,000株は新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式の増加95,000株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

3. 自己株式の減少5,400株は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

| 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当事業年度末残高(千円) |
|-----------|------------|--------------|----|----|--------|--------------|
| | | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 | |
| 第5回新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| 第6回新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| 第7回新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| 第8回新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| 第9回新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| 第10回新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | | - | - | - | - | - |

(注) 1. 第7回及び第9回新株予約権は、権利行使条件への抵触に伴い権利消滅しております。

2. 第10回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) | 当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) |
|-----------|--|--|
| 現金及び預金 | 631,377千円 | 479,721千円 |
| 現金及び現金同等物 | 631,377 | 479,721 |

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金及び未払金は、1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で3年後であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金繰り表を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年2月28日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------|------------------|------------|------------|
| (1) 長期借入金 2 | 53,900 | 53,642 | 257 |
| 負債計 | 53,900 | 53,642 | 257 |

- 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上記表中には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (2022年2月28日) |
|-------|-----------------------|
| 非上場株式 | 15,378 |

当事業年度（2023年2月28日）

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------|------------------|------------|------------|
| (1) 長期借入金 2 | 27,000 | 26,905 | 94 |
| 負債計 | 27,000 | 26,905 | 94 |

- 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- 以下の金融商品は、市場価格のない株式等のため、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分 | 当事業年度 (2023年2月28日) |
|-------|-----------------------|
| 非上場株式 | 15,378 |

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年2月28日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 預金 | 631,350 | - | - | - |
| 売掛金 | 192,221 | - | - | - |
| 合計 | 823,572 | - | - | - |

当事業年度(2023年2月28日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 預金 | 479,709 | - | - | - |
| 売掛金 | 198,154 | - | - | - |
| 合計 | 677,863 | - | - | - |

2. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2022年2月28日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 40,000 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | 26,900 | 12,000 | 12,000 | 3,000 | - | - |
| 合計 | 66,900 | 12,000 | 12,000 | 3,000 | - | - |

当事業年度(2023年2月28日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 30,000 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | 12,000 | 12,000 | 3,000 | - | - | - |
| 合計 | 42,000 | 12,000 | 3,000 | - | - | - |

3 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2023年2月28日)

(単位：千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|----|------|------|------|----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| | | | | |

| | | | | |
|-------|---|--------|---|--------|
| 長期借入金 | - | 26,905 | - | 26,905 |
| 負債計 | - | 26,905 | - | 26,905 |

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(2022年2月28日)

非上場株式(貸借対照表計上額 15,378千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

当事業年度(2023年2月28日)

非上場株式(貸借対照表計上額 15,378千円)については、市場価格のない株式等であるため、記載しておりません。

2 売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2022年2月28日) | 当事業年度 (2023年2月28日) |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 新株予約権戻入益 | - | 1,691 |

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 | 第7回新株予約権 |
|------------------------|--------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社従業員 48名 | 当社取締役 1名 当社従業員 3名 | 当社取締役 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 136,100株 | 普通株式 102,600株 | 普通株式 100,000株 |
| 付与日 | 2019年1月31日 | 2019年2月28日 | 2021年2月1日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件の定めはありません。 | 同左 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 同左 | 同左 |
| 権利行使期間 | 自 2020年12月21日 至 2028年12月20日 | 自 2021年2月26日 至 2029年2月25日 | 自 2021年2月1日 至 2031年1月31日 |

| | 第8回新株予約権 | 第9回新株予約権 | 第10回新株予約権 |
|------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社従業員 16名 | 当社監査役 1名 | 当社従業員 2名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 14,300株 | 普通株式 2,500株 | 普通株式 600株 |
| 付与日 | 2021年2月1日 | 2021年7月1日 | 2021年7月1日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件の定めはありません。 | 同左 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 同左 | 同左 |
| 権利行使期間 | 自 2023年1月30日 至 2031年1月29日 | 自 2023年7月1日 至 2031年6月30日 | 自 2023年7月1日 至 2031年6月30日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年11月2日付の株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割を反映して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2023年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 第5回 新株予約権 | 第6回 新株予約権 | 第7回 新株予約権 | 第8回 新株予約権 | 第9回 新株予約権 | 第10回 新株予約権 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 権利確定前 (株) | | | | | | |
| 前事業年度末 | - | - | - | 13,700 | 2,500 | 600 |
| 付与 | - | - | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | - | 2,500 | - |
| 権利確定 | - | - | - | 13,700 | - | - |
| 未確定残 | - | - | - | - | - | 600 |
| 権利確定後 (株) | | | | | | |
| 前事業年度末 | 123,100 | 2,600 | 100,000 | - | - | - |
| 権利確定 | - | - | - | 13,700 | - | - |
| 権利行使 | 12,200 | 2,200 | - | - | - | - |
| 失効 | 300 | - | 100,000 | - | - | - |
| 未行使残 | 110,600 | 400 | - | 13,700 | - | - |

(注) 2021年11月2日付の株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割を反映して記載しております。

単価情報

| | 第5回 新株予約権 | 第6回 新株予約権 | 第7回 新株予約権 | 第8回 新株予約権 | 第9回 新株予約権 | 第10回 新株予約権 |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 権利行使価格 (円) | 450 | 450 | 750 | 750 | 760 | 760 |
| 行使時平均株価 (円) | 861 | 835 | - | - | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - | - | - | - | - |

(注) 2021年11月2日付の株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割を反映して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式評価方法は、DCF法により算定した価格を用いております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

| | |
|---|----------|
| 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 38,306千円 |
| 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額 | 5,862千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | (単位：千円) | |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (2022年2月28日) | 当事業年度 (2023年2月28日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 3,475 | 2,714 |
| 賞与引当金 | 4,298 | 5,623 |
| 減価償却超過額 | 3,759 | 10,612 |
| 研究開発費 | - | 11,292 |
| 投資有価証券評価損 | 11,063 | 11,063 |
| 敷金償却 | 735 | 1,158 |
| 保証金償却 | 515 | 583 |
| その他 | 716 | 797 |
| 繰延税金資産小計 | 24,563 | 43,846 |
| 将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 | 11,784 | 12,335 |
| 繰延税金資産合計 | 12,779 | 31,510 |
| 繰延税金資産の純額 | 12,779 | 31,510 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2022年2月28日) | 当事業年度 (2023年2月28日) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 法定実効税率 | 30.6% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.3% | 0.6% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 0.0% | 0.0% |
| 税額控除 | 4.1% | 3.5% |
| 住民税均等割等 | 0.6% | 0.9% |
| 留保金課税 | 4.6% | 6.6% |
| 税率変更による影響 | 1.0% | - |
| 評価性引当額の増減 | 0.6% | 0.4% |
| その他 | 0.0% | 0.1% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 32.4% | 35.3% |

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関する敷金が資産に計上されているため、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

当社の事業は、不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 財又はサービス | | | 合計 |
|-----------------------|------------|---------------|----------|-----------|
| | プラットフォーム事業 | デジタルマーケティング事業 | その他事業(注) | |
| 一時点で移転される財又はサービス | 74,811 | 17,556 | 84,829 | 177,197 |
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 848,596 | 336,810 | 51,962 | 1,237,370 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 923,408 | 354,366 | 136,791 | 1,414,567 |
| その他の収益 | - | - | - | - |
| 外部顧客への売上高 | 923,408 | 354,366 | 136,791 | 1,414,567 |

(注) 「その他事業」にはシステム開発事業及びその他事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)5 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 期首残高 | 期末残高 |
|------|-------|-------|
| 契約資産 | 1,046 | - |
| 契約負債 | 9,434 | 1,239 |

契約負債は、主にサービスの提供時に収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、9,434千円であります。過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | プラットフォーム 事業 | デジタルマーケ ティング事業 | その他事業 | 合計 |
|---------------|----------------|-------------------|---------|-----------|
| 外部顧客への 売上高 | 884,717 | 343,019 | 145,063 | 1,372,800 |

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しておりま
す。

当事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | プラットフォーム 事業 | デジタルマーケ ティング事業 | その他事業 | 合計 |
|---------------|----------------|-------------------|---------|-----------|
| 外部顧客への 売上高 | 923,408 | 354,366 | 136,791 | 1,414,567 |

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しておりま
す。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月28日) | 当事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日) |
|-------------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 258.18円 | 268.23円 |
| 1株当たり当期純利益 | 54.74円 | 34.26円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 52.31円 | 33.05円 |

(注) 1. 当社は、2022年2月25日付で東京証券取引所マザーズに上場したため、2022年2月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から2022年2月期会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2. 当社は、2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月28日) | 当事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日) |
|--|---|---|
| 1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益(千円) | 131,068 | 92,368 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 131,068 | 92,368 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,394,589 | 2,696,307 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 当期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | 110,852 | 98,388 |
| (うち新株予約権(株)) | (110,852) | (98,388) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | - | - |

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

| 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 当期末 償却累計額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 差引当期末 残高 (千円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------------|---------------|---------------------|
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | 17,323 | - | - | 17,323 | 4,450 | 807 | 12,872 |
| 工具、器具及び備品 | 5,342 | 208 | - | 5,550 | 4,323 | 1,042 | 1,227 |
| リース資産 | 10,719 | - | - | 10,719 | 9,374 | 1,339 | 1,344 |
| 土地 | 448 | - | - | 448 | - | - | 448 |
| 有形固定資産計 | 33,832 | 208 | - | 34,040 | 18,147 | 3,190 | 15,893 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | 175,321 | 90,303 | 156 | 265,469 | 146,258 | 57,278 | 119,211 |
| ソフトウェア仮勘定 | 16,848 | 122,675 | 90,303 | 49,219 | - | - | 49,219 |
| その他 | 429 | - | - | 429 | 44 | - | 384 |
| 無形固定資産計 | 192,599 | 212,979 | 90,459 | 315,118 | 146,303 | 57,278 | 168,815 |
| 長期前払費用 | 337 | - | 337 | - | - | - | - |

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア プラットフォーム事業用ソフトウェア開発 90,303千円

ソフトウェア仮勘定 プラットフォーム事業用ソフトウェア開発 122,675千円

2. 当期減少額のうち主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 ソフトウェアへの振替 90,303千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|-------|
| 短期借入金 | 40,000 | 30,000 | 1.23 | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 26,900 | 12,000 | - | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 27,000 | 15,000 | 1.1 | 2025年 |
| 合計 | 93,900 | 57,000 | - | - |

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。なお1年以内に返済予定の長期借入金12,000千円は3年間無利息であるため、平均利率を記載しておりません。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| 区分 | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 12,000 | 3,000 | - | - |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (目的使用) (千円) | 当期減少額 (その他) (千円) | 当期末残高 (千円) |
|-------|---------------|---------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 貸倒引当金 | 38 | 39 | - | 38 | 39 |
| 賞与引当金 | 14,037 | 18,367 | 14,037 | - | 18,367 |

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうちの当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

| 区分 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 現金 | 12 |
| 預金 | |
| 普通預金 | 479,709 |
| 小計 | 479,709 |
| 合計 | 479,721 |

ロ．売掛金

相手先別内訳

| 相手先 | 金額(千円) |
|-----------------|---------|
| トヨタすまいるライフ(株) | 16,365 |
| 住友林業(株) | 9,179 |
| 三井不動産レジデンシャル(株) | 7,973 |
| (株)ワンノブアカインド | 5,144 |
| SHOWA GROUP(株) | 5,104 |
| その他 | 154,386 |
| 合計 | 198,154 |

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

| 当期首残高(千円) | 当期発生高(千円) | 当期回収高(千円) | 当期末残高(千円) | 回収率(%) | 滞留期間(日) |
|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------------------|--|
| (A) | (B) | (C) | (D) | $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$ | $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$ |
| 192,221 | 1,556,024 | 1,550,091 | 198,154 | 88.7 | 45.8 |

流動負債
イ.買掛金

| 相手先 | 金額(千円) |
|-------------------|--------|
| Google Japan G.K. | 33,264 |
| ヤフー(株) | 10,450 |
| Facebook, Inc. | 5,261 |
| アットホーム(株) | 5,233 |
| (株)リック | 4,384 |
| その他 | 16,552 |
| 合計 | 75,146 |

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当事業年度 |
|---------------------|---------|---------|-----------|-----------|
| 売上高 (千円) | 355,157 | 704,691 | 1,056,973 | 1,414,567 |
| 税引前四半期(当期)純利益 (千円) | 43,648 | 68,162 | 107,258 | 142,962 |
| 四半期(当期)純利益 (千円) | 29,945 | 44,052 | 69,460 | 92,368 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 (円) | 10.99 | 16.24 | 25.69 | 34.26 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純利益 (円) | 10.99 | 5.22 | 9.46 | 8.57 |

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|--|
| 事業年度 | 毎年3月1日から翌年2月末日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し開催 |
| 基準日 | 毎事業年度末日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年2月末日、毎年8月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | - |
| 買取手数料 | 株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める額 |
| 公告掲載方法 | 当社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://mcury.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第31期(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日) 2022年5月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年5月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第32期第1四半期(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日) 2022年7月15日関東財務局長に提出。

事業年度 第32期第2四半期(自 2022年6月1日 至 2022年8月31日) 2022年10月17日関東財務局長に提出。

事業年度 第32期第3四半期(自 2022年9月1日 至 2022年11月30日) 2023年1月16日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第32期第1四半期(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日) 2023年4月17日関東財務局長に提出。

事業年度 第32期第2四半期(自 2022年6月1日 至 2022年8月31日) 2023年4月17日関東財務局長に提出。

事業年度 第32期第3四半期(自 2022年9月1日 至 2022年11月30日) 2023年4月17日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

2022年5月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 自己株式買付報告書

報告期間(自 2022年5月1日 至 2022年5月31日) 2022年6月1日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年6月1日 至 2022年6月30日) 2022年7月1日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年7月1日 至 2022年7月31日) 2022年8月1日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年8月1日 至 2022年8月31日) 2022年9月1日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年9月1日 至 2022年9月30日) 2022年10月3日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2022年10月1日 至 2022年10月31日) 2022年11月1日関東財務局長に提出。

報告期間(自 2023年1月1日 至 2023年1月31日) 2023年2月1日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月30日

株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 秀 仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗野 正 成

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターの2022年3月1日から2023年2月28日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターの2023年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 自社利用のソフトウェアの制作費に係る会計処理 | |
|--|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社は、貸借対照表上で、ソフトウェア119,211千円及びソフトウェア仮勘定49,219千円を計上しており、その資産合計に占める割合は17%となっている。また、損益計算書の販売費及び一般管理費の研究開発費に64,575千円が計上されている。</p> <p>会社が計上するソフトウェアは、主として会社のサービスであるプラットフォーム事業のサービス提供に使用されるものである。</p> <p>自社利用のソフトウェアの制作費は「研究開発費等に係る会計基準」等に従い、将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合に無形固定資産として資産計上し、確実であると認められない場合や確実であるかどうか不明な場合には費用処理することとしている。</p> <p>ソフトウェア制作は、ソフトウェアの機能ごとに自社従業員のシステム・エンジニア（以下「SE」という。）と外部委託先のSEによりなされており、ソフトウェア制作費の大部分は、外注費によって構成されている。プロジェクトごとに経費が集計され、プロジェクトの作業内容に照らし、会計処理が決定されている。会計処理の決定には、将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められるかどうかの判断を伴い、ソフトウェアに計上するか発生時の費用として処理するかにより、損益に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、自社利用のソフトウェアの制作費に係る会計処理が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、自社利用のソフトウェアの制作費に係る会計処理の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社のソフトウェアに係る資産計上可否の判定に関する内部統制の整備状況及び運用状況の評価を実施した。 ・評価にあたっては、プロジェクトごとのソフトウェア制作費の会計処理の適切性を担保するために、システム開発部による研究開発費、ソフトウェア及び売上原価の区分設定並びに経理部による承認が行われる統制に特に焦点を当てた。 ・各プロジェクトの作業内容に応じた会計処理が行われているかを検証するため、主に以下の手続を実施した。 ・ソフトウェアに関する月次発生予定額と実績を比較分析した。 ・外注費については、請求書と照合した。 ・開発計画に基づき、当事業年度のソフトウェア制作に関してシステム開発部責任者へ質問することにより、各プロジェクトの作業内容と会計処理の整合性を検討した。 ・システム開発は一部ずつリリースされていくため、機能ごとの導入開始時期について、本勘定への振替範囲及び振替時期が妥当かどうかの検討を稟議書・リリース申請書との照合により実施した。 ・開発に関する稟議書・進捗確認会議の資料を入手し、各プロジェクトの作業内容と会計処理の整合性を検討した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。